

数値目標があるものは達成率
(◎:80%以上、○:60~79%、△:30~59%、×:29%以下)

達成率が出しにくい場合、数値目標を設定していない場合は次の指標
(◎達成できた、○概ね達成できた、△達成はやや不十分、×全く達成できなかった)

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己評価	課題と対応策	事業番号	担当課
① 地域包括支援センターを中心とした相談体制の強化	<p>【事業概要】 高齢者やその家族が地域の身近な場所で相談ができるよう、地域包括支援センター・在宅介護支援センターを中心とした相談事業を行います。また関係機関との連携を強化し、相談者に対して包括的・継続的な支援が可能となるような体制を構築します。</p> <p>【取組内容】 地域ごとの高齢者の状況を把握・分析し、相談対応が行えるよう、地域包括支援センターと地域の在宅介護支援センターが中心となり、関係機関との共通理解の中で高齢者への支援が可能となるよう、体制強化・連携体制づくりを進めます。</p>	地域包括支援センター6ヶ所(直営1か所)・在宅介護支援センター3ヶ所の体制で、高齢者やその家族の相談に対応した。相談実人数3,028人、延べ件数 8,195件。 相談協力員懇話会を開催し、支援が必要な地域住民に対する支援センターの紹介と、支援センターへの地域の高齢者に関する情報提供を依頼した。懇話会を市内13地区で開催。	◎	独居・高齢世帯の増加、認知症・虐待・経済的困窮等、相談内容が複雑かつ多様化しており、今後も相談支援体制の機能強化及び各センター及び関係機関との連携をさらに推進する必要がある	1	高齢介護課
② 地域ケア会議の推進・活用	<p>【事業概要】 地域における多様なニーズの把握と社会資源等の把握、解決困難な問題や広域的な課題について検討し、今後の支援体制の整備につなげることを目的とした「地域ケア会議」を実施します。</p> <p>【取組内容】 関係機関と連携し、地域ケア個別会議を定期的に開催しながら、支援体制づくりを進めます。また、地域ケア推進会議も課題に応じて随時実施していきます。</p>	地域包括支援センター6ヶ所(直営1か所)・在宅介護支援センター3ヶ所の体制でケアマネジメントの質の向上や地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の把握のために地域ケア会議を実施している。令和6年度実績:地域ケア会議開催回数139回そのうち地域ケア個別会議34回 地域ケア推進会議として、地域のネットワーク会議を12回開催した。	○	今後、地域ケア個別会議で挙がった地域課題の解決に向け、地域包括ケアネットワーク会議など地域ケア推進会議の開催など、地域課題解決に向けて取り組んでいく必要がある。	2	高齢介護課
③ 介護支援専門員の資質向上	<p>【事業概要】 自立に向けたケアプランを作成するために、介護支援専門員に対し地域ケア個別会議やケアプラン作成や人材育成に関する研修等を行います。また、介護保険関係の情報提供なども行います。</p> <p>【取組内容】 今後も引き続き研修や事例検討を実施し、介護支援専門員の資質向上につながるように支援を行っていきます。また、制度改正の内容についても、情報提供を行うことで、安心してケアマネジメントが実施できるようにしていきます。</p>	地域のケアマネを対象に、地域ケア個別会議の事例を募りその方の支援の充実や地域のネットワークの構築へと繋がる様適宜開催している。 必要時に、制度改正についての研修や給付適正化研修などの参加を行いケアマネへの情報提供への場としている。	○	・今後、介護支援専門員等の人材育成のためスープーバービジョンの普及を主任介護支援専門員を中心に行いながら、利用者の自立に向けたケアプラン作成ができるよう取り組んでいく。	3	高齢介護課
④ 包括的・継続的なケア体制の構築	<p>【事業概要】 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、地域における関係機関との連携・協力体制の整備、介護支援専門員等へのケアマネジメント力向上や人材育成への支援を行い、生活全体を「包括的・継続的」に支えられる体制を構築します。</p> <p>【取組内容】 「ケアマネ部会」や「主任ケアマネ連絡会」といった各種連絡会や研修会を利用しながら、医療機関や権利擁護等の専門機関との連携を行います。また、地域で支える仕組みづくりの中で、地域との連携体制を進めます。</p>	令和6年度ケアマネ部会の開催について、"肩の力を抜きながら、一緒に学んで行きましょう"をテーマとして、包括・居宅・施設ケアマネ対象に研修会を実施してケアマネジメントのスキルアップを図っている。ケアマネ自身のメンタルケアにも繋がるような回も組み入れている。 令和6年度実績:5回 主任介護支援専門員連絡会の開催について、"住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために地域づくり・人づくりを目指して~スーパーバービジョンによる人づくりの意識を高めよう~"をテーマとして、包括・居宅・施設の主任ケアマネ対象に人づくり地域づくりのための会議及び研修会を実施している。 令和6年度実績:6回	○	・ケアマネ部会と主任ケアマネ連絡会の開催目的を明確にし、其々が効果的に実施出来る様、各種の会の対象者を整理していく。 其々の会の中で取り組んでいく内容についても充実を図る。	4	高齢介護課
⑤ 地域包括支援センター等の情報公開	<p>【事業概要】 高齢者や働く家族、遠方に住む家族などが、地域包括支援センター等の情報を入手しやすくなるために情報の公表に取り組みます。</p> <p>【取組内容】 介護サービス情報公表システムや市ホームページを活用し、地域包括支援センターに関する情報の公表を行います。</p>	介護サービス情報公表システムに地域包括支援センターに関する情報を公表している。 また、市のホームページ上に地域包括支援センターの情報を掲載した。	◎	地域包括支援センターの知名度がまだ低いため、ポスターの配布や各包括で情報発信などに取り組む。介護者の世代である若年者がアクセスしやすい媒体での周知も必要。	5	高齢介護課
⑥ 家族介護支援者への取組	<p>【事業概要】 介護家族の会の開催など、介護者同士の悩みを共有したり、情報交換や助言を行える場を、各地区地域包括支援センター及び在宅介護支援センターが中心となり開催します。</p> <p>【取組内容】 介護者同士が支え合える場を提供します。(介護者家族の会・認知症カフェ等)介護支援専門員等を通じ、相談しやすい環境を整えます。</p>	・認知症家族の会 37回 ・若年認知症家族の会 1回 ・認知症カフェ 22回 ・本人ミーティング1回 地域包括支援センター、在宅介護支援センターにて市内各地域で実施	○	・定期開催できており、開催回数、参加者数は維持できている。多くの人が参加しやすいよう、広く周知に努めていく必要がある。 ・若年認知症家族の会について周知していくよう検討していく。また、本人の思いを発信できる場を充実させていくよう検討する。	6	高齢介護課

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己 評価	課題と対応策	事業 番号	担当課
⑦ 他分野との連携	<p>【事業概要】 社会環境の変化により、高齢者を取り巻く課題が複合化、複雑化する中、従来の属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズに対応することが困難となっている現状を踏まえ、横断的に課題の解決を図ることができる体制づくりに努めます。</p> <p>【取組内容】 複合化した課題や、制度間の狭間のニーズなどに関する相談を受け付ける体制を整備するとともに、制度横断的に協議を行う会議体を設置し、課題を解決する体制を構築します。</p>	<p>【市民保険課】 生活困窮者支援調整会議等、組織横断的に行われている会議に参加し、当課の役割について説明し、連携が必要な事態に備えている。</p> <p>【社会福祉課】 困難な課題を持つケースの対応などについて、法テラス等の関係団体も含め、生活困窮者支援調整会議を月1回のペースで定期的に開催しました。(全体会2回、調整会議10回)</p>	○	<p>【市民保険課】 連携が必要とされる事態の発生が少ないため、多くの職員に経験させることができず、経験のある職員頼みとなっているため(業務の属人化)、他職員へフローやノウハウを共有できる体制を構築していく必要がある。</p> <p>【社会福祉課】 支援や課題解決に向けての対応の長期化や新たに支援が必要となるケースの増加により、さらなる支援体制の増強が必要と考える</p>	7	社会福祉課・ 市民保険課・ 医療福祉部 全課
① かかりつけ医機能を ふまえた在宅医療・介護 連携の推進	<p>【事業概要】 高齢者が住みなれた地域で安心して、いつまでも自分らしく生活を送ることができるよう、地域における医療・介護・福祉サービスが切れ目なく提供できる体制づくりを目指して、関係者の相互連携を図ります。</p> <p>【取組内容】 在宅医療・介護の関係者による連携推進会議を実施し、課題把握及び情報共有・課題解決への協議等を行います。 人生の最終段階においても本人の希望を叶えるために、「人生会議※」について市民・関係者への理解を広めます。</p>	・市民病院、在宅医療介護連携支援センター、高齢支援課、地域包括支援センターによる連携会議を3月に実施。	○	・市民病院、在宅医療介護連携支援センター、担当課での連携会議を開催しましたが、関係者が限定的なので、もう少し範囲を広げて情報共有を図るように努めたい。	8	高齢介護課
② 在宅医療・介護関係 者への相談支援	<p>【事業概要】 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、地域の医療・介護関係者や地域包括支援センターから、在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付けます。また、連携調整・情報提供等を行い、相談支援を実施します。</p> <p>【取組内容】 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として在宅医療・介護連携支援センターを設置し、相談支援を実施します。</p>	<p>・在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として在宅医療・介護連携支援センターを設置し、相談支援を実施。</p> <p>相談件数55件 主な相談内容 医療機関・訪問診療・往診に関すること 4件 薬局又は訪問薬剤指導等に関すること 4件 訪問看護に関すること 18件 介護サービスに関すること 7件 その他(医療処置、情報収集、同意書ほか) 22件</p>	○	・研修を通して在宅医療・介護連携支援センターの活動について周知を行った。今後も関係機関に対して周知の機会を活用していく必要がある。	9	高齢介護課
③ 在宅医療・介護関係 者への研修の支援	<p>【事業概要】 地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、医療・介護に係る専門職の研修や多職種でのグループワーク等による学習や研修の開催支援を行います。</p> <p>【取組内容】 医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携し、専門職向けの研修会や医療、介護関係者等の参加による多職種合同研修会を行います。</p>	・介護事業所向けの在宅医療・介護連携支援センター研修会(2月13日)災害時の医療・介護連携について 講師:訪問介護事業所ツクイ 井原氏、訪問看護ステーション城山 吉川氏、中津川市防災安全課 大嶋氏	○	41名参加。 たくさんの方に参加していただけるよう時期や周知、PRの仕方については検討する必要がある。	10	高齢介護課
④ 歯科医師会との連 携、相談支援体制の推 進	<p>【事業概要】 在宅歯科医療に関する相談窓口を設置し、市民や地域の医療・介護関係者からの在宅歯科医療に関する相談等を受け付けます。また、連携調整・情報提供等を行い、相談支援を実施します。</p> <p>【取組内容】 在宅歯科医療に関する相談窓口として、在宅歯科医療連携室を設置し、相談支援を行います。</p>	<p>・在宅歯科医療に関する相談窓口として、在宅歯科医療連携室を設置し、相談支援を実施</p> <p>・口腔ケアについて介護事業所向けの研修会を実施(11月14日) 講師:訪問歯科衛生士(口腔ケアグループなでしこ) 歯科医師 藤井健司先生、樋田貴文先生</p>	○	介護関係事業所への研修の機会等を通じて連携室の取り組みの周知に取り組んだ。今後も関係機関に対して周知の機会を活用していく必要がある。	11	高齢介護課

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己評価	課題と対応策	事業番号	担当課
① 地域医療体制の充実	<p>【事業概要】 地域住民が慣れ親しんだ場所で安心した生活を送ることができるよう、医療のみならず保健から福祉・介護・生活に至るまでのヘルスケアシステムを構築します。 また、地域医療を担う医師を確保するため、名古屋大学医学部附属病院総合診療科と連携して取り組みます。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 公立診療所への医師派遣による地域医療の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・民間医療機関が存在しない地域で医療を提供します。 ・在宅医療の推進、特色ある看護活動を目指します。 2) 官学連携による医師等の人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を志す医療人及び将来の地域医療を担う人材を公立診療所において積極的に育成・支援します。 ・医学生、高度実践看護師、総合診療専門医を目指す医師等の研修を実施します。 ・子どもたちの医療に対する興味・関心を高め将来の医療を担う人材育成の一助を目指し、「メディカルキッズ」を実施します。 3) 広報・啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地域保健医療福祉講演会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 市民や関係者と保健医療福祉について考える機会を提供します。 ・ホームページ等による情報発信 ・地域総合医療センターの活動状況及び関連情報を、積極的かつタイムリーに全国へ発信します。 	<p>1) 公立診療所への医師派遣による地域医療の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学医学部附属病院総合診療科より1名、藤田医科大学より2名地域総合医療センターに非常勤医師の派遣を受け、公立診療所で診療支援を行った。 ・令和5年度に引き続き自治医科大学卒業医師の継続派遣をうけ蛭川診療所の診療を確保した。 ・民間の非常勤医師2名により、蛭川診療所では常勤医師のいない曜日の診療確保、川上診療所の診療確保を行った。 ・常勤医師1名の為、在宅支援診療は実施できていないが、引き続き訪問診療を行い、在宅患者への医療確保に努めた。 </p> <p>2) 官学連携による医師等の人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・愛知医科大学大学院の診療看護師(NP)コースの大学院生の研修を1名を受け入れた。 ・名古屋大学医学部5年生の臨床研修実習ポリクリⅡの研修を1名受け入れた。 ・全国オープン地域医療実習を開催し、全国から医学生3名の参加があった。 ・「メディカルキッズさかした2024」を開催し、小学6年生26名が国保坂下診療所にて医療体験を行った。 </p> <p>3) 広報・啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療ジャンボリー(地域保健医療福祉講演会)を開催した。九州大学名誉教授神庭重信氏を講師に迎え「みんなのためのうつ病の知識」の講演を行い約170名の参加があった。 ・ホームページにはセンターの活動状況やセンター通信(5回)を掲載した。 ・直診診療所のある阿木地区、川上地区及び蛭川地区へは、センター通信を診療所通信として全戸配布を行った。 </p>	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤医師の確保は引き続き重要な課題であり、今後も名古屋大学、岐阜県、関係機関との連携を深めて医師確保に努めています。 ・将来の地域医療を担う人材育成のために引き続きメディカルキッズの開催や医学生等研修を受入れていきます。 ・阿木地区減塩プロジェクトでの一定の成果を受け、減塩の取り組みを全市へ長期的に取り組むように進めています。 	12	地域総合医療センター
② 公立診療所と連携した地域包括ケアの推進強化	<p>【事業概要】 地域の健康問題や保健・医療・介護・福祉の現状把握や課題整理を行い、地域包括ケアを推進します。</p> <p>【取組内容】 関係機関と連携し、蛭川地区、阿木地区、川上地区において地域包括ケアシステムをモデル的に構築します。具体的には保健・医療・介護・福祉に携わる多職種連携を強化するとともに、地域においてネットワーク活動に参画します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・阿木地区ネットワーク活動では「地域で安心して住み続けるために地域の強みや課題を共有して、必要な手立てを創り出しましょう」をスローガンに事務局会議に2回参加した。 ・蛭川地区では地域包括ケアシステムの医療と福祉・介護の連携の一助として診療所と地域包括支援センター共催で行った「暮らしの保健室」を12回開催支援した。 ・川上診療所医師、看護師、地域包括支援センター、ケアマネージャー等の多職種による連携会議に5回参加した。 ・各診療所においてそれぞれの地域の健康課題に対して医師による健講話を5回開催支援した。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・直診診療所と共に地域医療の視点で関係機関と連携を深めながら取り組みを進めていく必要があります。 ・地域包括ケアの一部を担う直診診療所を中心に暮らしの保健室の開催や介護予防教室等へ参画できるよう支援しながら地域活動に取り組む必要があります。 	13	地域総合医療センター
① 健康づくり活動の推進	<p>【事業概要】 市民みんなで参加する健康づくり事業の取組を推進します。</p> <p>【取組内容】 栄養バランス食である「けんぱちくん弁当」等による健康づくりのPRを継続します。また、若年から健康づくりの実践ができるよう、運動教室・栄養相談、禁煙相談・アルコール相談を継続して開催するとともに、地域に出かけて、健康づくりの知識の普及や実践講習の機会をつくります。 これらの悩みを抱えたとき、相談できるように相談事業を継続します。 広報などを利用し、健康情報を提供します。</p>	<p>健康なかつがわ21(第三次)に基づき健康増進事業を実施。 ウォーキングのきっかけづくりとして、アプリを活用した健康ウォーキング事業等を実施。又県の健康ポイント事業を活用し、健(検)診受診、運動や食事等自主的に健康づくりに取り組めるよう周知した。 健康バランス食の普及のため、けんぱちくん弁当実施店の新規追加、またけんぱちくん弁当認定シールを作成し、貼付販売を開始。健康レシピの普及では、メタボ予防をテーマとした健康レシピ集を発刊し市内スーパー等に配布。 臨床心理士による心のなんでも相談(月2回)実施。 禁煙電話相談(月1回)、アルコール電話相談(月1回)実施 広報・ホームページを利用して、健康情報を提供。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに関連する部局が複数にまたがるため、ライフステージに応じ、関係機関との連携を図りながら健康づくり施策をすすめていく。 	14	健康課

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己評価	課題と対応策	事業番号	担当課
② 生活習慣病予防活動と重症化予防の推進	<p>【事業概要】 特定健診やがん検診の受診勧奨と、生活習慣病の発症及び重症化を予防するための生活習慣改善の支援を行います。</p> <p>【取組内容】 様々なライフスタイルに合わせた、受診しやすい健(検)診体制の整備に取り組みます。 特定健診受診率(前年度比2%増)・特定保健指導実施率向上に努めます。 対象者を明確にし、生活改善のための保健指導・栄養指導を行い、生活習慣病の発症予防及び重症化予防に努めます。また、生活習慣病の発症予防・重症化予防のための出前講座の実施や、糖尿病性腎症及び慢性腎臓病(CKD)の重症化予防プログラムを医療機関と連携して取り組みます。</p>	<p>【市民保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団健診の土日の実施や、など受診しやすい体制整備を行った。 ・未受診者対策として個別通知、電話勧奨などを実施。またR1年度から実施している、治療中の方の検査結果を医療機関を通じて提供いただく情報提供事業も継続して実施した。 ・中津川・恵那地域糖尿病性腎症及び慢性腎臓病(CKD)重症化予防プログラム連携会議に参加し、糖尿病の重症化を予防するため糖尿病専門医を初めとする医療機関や薬局などの委員と特定健診受診率向上や糖尿病連携手帳の活用、医療連携体制の構築などに関する協議を行った。 <p>【健康課】</p> <p>健康なかつがわ21、保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づき、特定保健指導、その他保健指導、生活習慣病重症化予防のための取り組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問、電話による健診受診勧奨。 ・がん検診、特定健診受診勧奨チラシを作成し、窓口や母子保健事業等で配布。 ・重症化リスクの高い方に対する保健指導・栄養指導や医療機関への受診勧奨。 ・医療機関と連携し、糖尿病性腎症重症化プログラムを実施。 ・世界糖尿病デーに合わせ、にぎわいプラザを青くライトアップし、糖尿病の予防・治療・療養について啓発した。 ・中津川・恵那CKD対策会議に参加し、恵那医師会をはじめ関係機関と新規透析者数を減らすための取り組みを検討、実施。 	○	<p>【市民保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診の受診率については、令和4年度以降徐々に伸びているが、依然としてコロナ禍以前の水準に戻っておらず、県平均より低い。 効果的な対象者への勧奨方法について、今後検討していく必要がある。 ・情報提供事業について、事業が始まったR1年度から提供率が徐々に低下している。情報提供事業の内容が分かりづらいという声もあるため、より多くの方(医療機関)に結果を提供してもらえるよう案内方法を検討するとともに協力要請を行っていく。 <p>【健康課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率が低く、重症化予防対象者の抽出が不十分である。 ・効果的な保健指導・栄養指導が行えるよう保健指導従事者の力量形成のための研修会を定期的に実施する。内容については市民保険課と連携してすすめる。 ・新規透析患者数が横ばいであるため、CKD全体会議に参加し、取り組みを検討、実施。 	15	市民保険課・健康課
③ 歯と口腔の健康づくりの推進	<p>【事業概要】 歯周病予防と口腔機能低下(オーラルフレイル)の予防の支援を行います。</p> <p>【取組内容】 節目歯科健診を実施し、歯周病の早期発見・重症化予防の支援を行います。更に、8020運動を推進します。 出前講座・教室等で、予防のための普及啓発を行います。また、状態に応じて個別相談を行います。</p>	<p>中津川市民の歯と口腔の健康づくり条例に基づき、歯科保健事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔機能低下予防、歯周病予防に関する出前講座の開催。 ・若年からの歯周病予防のため、市内小学4年生、中学1年生に、歯科保健教育を実施。 ・歯周病の早期発見・早期治療のため、節目年齢の方(30・40・50・60・70歳)を対象に節目歯科健診を実施。 ・8020運動の推進と表彰。 	○	節目歯科健診の結果から、30代でも半数以上の方が歯周病に罹患しているため、若年のうちからの歯周病予防教育、歯科健診を受ける機会の提供が必要である。	16	健康課 (健康医療課)
④ 予防接種の一部公費負担の実施	<p>【事業概要】 インフルエンザや肺炎、帯状疱疹の発病や重症化を予防するために、予防接種費用の一部公費負担を実施します。</p> <p>【取組内容】 引き続き、予防接種費用の一部公費負担を実施し、インフルエンザや肺炎及び帯状疱疹の予防に努めます。</p>	定期接種として高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルスの各予防接種への一部公費負担を実施。任意接種として帯状疱疹予防接種の一部公費負担を実施。	○	高齢者は感染症による重症化リスクが高いため、一部公費負担を継続し、円滑な接種のための接種体制の構築や周知を行う。	17	健康課
⑤ 高齢者団体の活動支援	<p>【事業概要】 高齢者の社会参加を推進する団体、老人クラブやシルバー人材センターが継続して活動できるよう支援します。</p> <p>【取組内容】 老人クラブは、高齢者同士の自主的活動(趣味や教養の向上、ボランティア活動及び健康づくりなど)を支援していくとともに、地域ごとの会員増加活動を支援していきます。 シルバー人材センターの事業計画を支援し、就業機会の確保、会員の増加、センターの体制整備についての支援を実施していきます。</p>	<p>(老人クラブ) 健康増進事業、文化活動事業、環境友愛活動における交付金の交付等、活動の支援を行い老人クラブ活動の活性化を図った。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症が5類へと変更になったことにより、出来る範囲で実施可能な事業を各地区老連を中心に行っていった。また、連合会全体で行う事業は規模を縮小しての開催など事務局と検討しながら、徐々に活動を再開していった。</p> <p>○クラブ数:90クラブ ○会員数:5,569名</p> <p>(シルバー) 高齢者雇用の安定を図るため労働者派遣事業に取り組んでいる。 会員向けの講習会を行うなどサービスの向上を図った。 会員の確保、就業の開拓担当の拡充、発展を図るため、新事業の計画や普及啓発活動に取り組んでいる。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ運営のための補助金は単位老人クラブ、及び市老連へ交付。また、老人クラブ活性化事業の交付金として、文化活動事業、健康増進事業、環境友愛事業に対し交付金を支出し、事業の活性化を支援した。 今後は現状に沿った事業展開を踏まえながら、積極的な活動を検討していく事が必要。 ・クラブ数、会員数についても例年減少傾向にあり、役員不足などが深刻化しているため、会員確保のための呼びかけなど対策が必要となっている。 (シルバー) 減少傾向にある会員数の対策について、令和6年度から始動した魅力創出事業について、より周知を進め会員数の増加を図る。また、令和6年度に実施した会員募集のチラシ作成に一定の効果が見られたため、引き続き時期を見てチラシの作成を行う。 	18	高齢介護課

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己評価	課題と対応策	事業番号	担当課
②高齢者ふれあいサロンの推進	<p>【事業概要】 「高齢者ふれあいサロン」は、高齢者の閉じこもり予防・介護予防・健康増進・生きがいづくり・交流などを目的に、身近な集会所などに集まり、地域住民が自由に活動する事業です。</p> <p>【取組内容】 市内15地区の地区社会福祉推進協議会などを中心に自発的な取り組みを支援します。主に小学校区単位よりも小地域で月2回以上開催し、高齢者が気軽に交流・健康づくりなどができる集いの場づくりを目指します。また、コロナ禍においても、安全でつながりを絶やさない取組の提案・支援を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協共通事業「高齢者ふれあいサロン」への助成。 ・地域でふれあいサロンを開設する事業者に対して「地区社協サロンモデル事業助成金」を交付。 ・レクリエーション用品の貸出し。 ・ふれあいサロンへの福祉出前講座の講師派遣。 ・ふれあいサロン学習会の開催。 ・各地区第2層生活支援コーディネーターによる「サロン・集いの場調査」を実施し、各地区の高齢者の状況把握に努めながら、必要に応じて相談対応を行った。 また、新しく5件のサロン立ち上げが行われ、社協から助成金を行うと共に立ち上げに関する支援を行った。 各地区で休止していたサロンが徐々に再開された。コロナ禍を経て室内での開催が再開されない地域も形を変えて繋がりが途絶えないよう開催している。 	◎	今後も第2層生活支援コーディネーターや地区社協と連携し、サロン立ち上げや再開に向けた支援を行っていく。	19	社会福祉協議会
③公民館講座のさらなる充実	<p>【事業概要】 市内各公民館において、趣味や健康・教養など、様々なことに挑戦できる場を提供することで、高齢者が他者との交流を持った、健康で生きがいのある生活を目指します。</p> <p>【取組内容】 今後も講座を継続し、将来は自主運営ができ、地域づくりにつながるサークル活動となるよう支援をしていきます。</p>	<p>令和6年度は、公民館講座を市内各公民館において、180講座を開講。そのうち健康づくり講座を9講座、高齢者が対象の講座が講座開講した。</p> <p>健康づくり講座では、ヨガ・体幹トレーニング、有酸素運動講座など年代を問わずさまざまな方を対象とした講座を開講。</p> <p>高齢者を対象とした講座では、高齢者の交流作りとなる講座。認知症予防講座、健康増進を目的とした講座など、高齢者の健康づくり、仲間づくりの場となる講座を開講した。</p>	◎	ほとんどの地域で年齢を問わない健康づくり講座や高齢者向けの講座が開講されている。高齢者向けの講座は、そのほとんどが定員以上の参加実績となっており、各地域で高齢者の健康づくり、仲間づくりの機会創出が図れたと考える。今後も継続して実施できるよう周知等を進めることができ、今後の課題として挙げられる。	20	生涯学習スポーツ課
④三世代交流の充実	<p>【事業概要】 青少年健全育成事業の一環として三世代交流を各地域で実施し、地域コミュニティを醸成します。</p> <p>【取組内容】 老人クラブと青少年育成団体(PTAや青少年育成推進員など)との連携を強化することで、「地域ぐるみでの子育て」における高齢者の役割を充実させることで、地域の交流の輪を広げる取組を支援していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度は、各地域計画通りに清掃活動や、交流会など高齢者と子どもの交流イベントを開催し、三世代交流を実施することができた。 	○	幅広い地域で交流の場を創出することができた。少子高齢化が進む中で事業を継続して行っていくよう、開催方法、周知方法の工夫・検討を行う必要がある。	21	生涯学習スポーツ課
⑤小中学校での高齢者との交流の推進	<p>【事業概要】 市内各小中学校で総合的な学習の時間や、授業参観・運動会などの学校行事・課外活動などを活用して、児童生徒と高齢者の交流を行います。</p> <p>【取組内容】 地域の実態を踏まながら方法等について考慮し、世代間交流を今までどおり継続します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内28校の福祉推進校の活動として、21校の小中学校が高齢者に関わる福祉推進活動を実施した。 昨年度に比べ、高齢者福祉施設の方との交流を実施した学校が増えた。 ・高齢者疑似体験と社会福祉協議会の方の講話 9校 ・高齢者福祉施設や地域の高齢者の方と作品や手紙による交流 4校 ・地域の総合文化祭や学習会等での高齢者との交流 3校 ・伝統文化の講師として地域の高齢者を招いた講座の開催 4校 ・避難所開設訓練での高齢者との交流 1校 ・地域の高齢者の方との花壇づくり 2校 ・高齢者福祉施設等へ花の寄せ植えプレゼント 6校 ・高齢者福祉施設の方との交流会 7校 	○	地域の実態を踏まながら、交流方法を考慮し、継続的な活動を実施していく。また、新たに高齢者との交流活動を実施する学校の増加を目指していく。	22	学校教育課
⑥児童館や放課後児童クラブを通じた世代間交流の活性化	<p>【事業概要】 児童館や放課後児童クラブで、高齢者が講師となって、昔ながらの伝統行事を教えたり、三世代が協力してイベントを行うなど、世代間の交流ができる機会を提供することで、地域の交流の輪を広げ、高齢者の生きがいにつなげます。</p> <p>【取組内容】 広報紙やホームページなどを利用し、世代間交流行事をPRします。また、地域の老人クラブなどとの連携を密にし、内容の充実を図ります。地域の実態を踏まながら、方法等について考慮し、世代間交流を今までどおり継続します。</p>	<p>地域の高齢者が講師となり、お正月のしめ縄づくりや読み聞かせ、子育て講話を行った。</p> <p>また、各館で実施するイベントを地域の回覧で周知し、お孫さんと参加していただいたり、地域の方に参加していただき、世代間の交流を図った。</p>	○	<p>・児童館の利用者数は前年比133%と増加したが、コロナ禍以降、世代間交流活動が難しくなっている現状もある。</p> <p>開催方法の工夫や参加呼びかけを行い、地域の伝統継承や高齢者の生きがい活動につながる行事を引き続きしていく。</p>	23	子ども家庭課
⑦社会福祉協議会による世代間交流事業の推進	<p>【事業概要】 伝統文化の継承や様々な行事を通じて、子どもから高齢者までが交流する支援を行います。</p> <p>【取組内容】 地域の学校・保育園・老人クラブ・自治会などに情報提供を行い、交流のための内容の検討や多くの方が集まるような働きかけを行います。また、地域内で各事業を推進・継続するリーダーの育成を行います。</p>	<p>福祉推進校指定事業で高齢者施設を訪問し、交流を図った。</p> <p>地域で行う高齢者サロンに子どもを招き世代間交流を行った。また、子育てサロンは地域の高齢者の方が中心に運営されており世代間の交流の場にもなっている。</p> <p>地区社協事業の配食サービスでは地域の園児や小学校、中学校の子どもが書いた手紙や絵手紙で交流を図っている。また、地区社協事業で高齢者が講師となり小学生を対象に料理教室を行った。</p>	○	<p>○高齢者ふれあいサロンへ子どもたちに参加してもらったり、子育てサロンに年配の方にスタッフ参加してもらうなど、地区社協事業を通して世代間交流ができる企画を検討する。</p> <p>○世代関係なく気軽に集まることができる場を各地域につくるように住民を対象とした研修会などを開催を検討する。</p> <p>○福祉推進校指定事業の本来の目的を再度共有しながら、児童・生徒の身近な地域でのつながり、「思いやりの心」の育成に努める。</p>	24	社会福祉協議会

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己評価	課題と対応策	事業番号	担当課
①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	<p>【事業概要】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の計画において、介護・医療・健診情報を分析し、健康課題を把握することにより、高齢者を適切な医療や介護サービスにつなげるとともに、疾病予防・重症化予防を促進します。また介護予防、フレイル予防のためのポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを行います。</p> <p>【取組内容】 介護・医療・健診データを分析して地域の健康課題を把握します。また、データ分析の結果から具体的な健康課題を抱える高齢者を抽出し、必要な医療・介護サービスにつなげます。 更に、高齢者に対し、重症化予防等を行うため、関係者間で情報共有の体制を強化し、訪問や相談、通いの場等において医療専門職が健康教育・健康相談等を実施します。</p>	<p>【市民保険課】 ・KDBや健診結果等を用いて高齢者の医療や介護に関する現状を分析し、低栄養、糖尿病重症化予防、高血圧重症化予防等の今後取り組むべき課題を明確にした。 ・健診受診者のうち、ハイリスクであった者に対して訪問等で指導を実施した。 ・ポピュレーションアプローチとして、通いの場に専門職が出向き、地域の課題に対応した健康教育や健康相談を実施するとともに、ハイリスクアプローチとして、ハイリスクな対象者に対して、健診や医療の受診勧奨を行った。</p> <p>【健康課】 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組計画・実績についての情報共有や取組内容の検討のため、ワーキングに参加した。</p>	○	<p>【市民保険課】 ・健診受診率が県平均より低く、ハイリスク者の早期発見が遅れてしまう危険がある。健診受診率向上のため受診券全体配布や、通いの場での受診勧奨を引き続き行う。</p> <p>【健康課】 ・地域の健康課題を解決するために、今後も関係課で定期的な健康課題の情報共有、取組内容の検討など実施する必要がある。</p>	25	市民保険課・高齢介護課・健康課
②介護予防の体制づくり	<p>【事業概要】 要介護認定の原因となるフレイル予防の必要性を啓発します。 また、関係機関と連携をとり、介護予防を図ります。更に、地域介護予防活動支援として介護予防に関するボランティア等の人材育成や、地域活動の育成・支援を行います。</p> <p>【取組内容】 要介護の原因となるフレイル予防の普及啓発を図ります。 介護予防センター養成講座の開催や、フォローアップ研修・介護予防従事者研修会を開催します。</p>	<p>介護予防センター養成講座5回 実人数17名 介護予防センターフォローアップ研修 3回 実人数 43名 介護予防従事者研修 3回 実人数 21名</p>	○	<p>介護予防センター養成講座の受講者が年々減少傾向である課題から、R5年度より地区を絞り、開催。R5年度より養成者が増加しており、R6年度においてもR5年度と同等の人数の方を養成することができた。</p>	26	高齢介護課
③介護予防事業の推進	<p>【事業概要】 高齢者の閉じこもりによる機能低下を予防するため、身近な地域で定期的に参加できる場として、「あんきなくらぶ事業」などを開催します。また、地域の実情に合わせて介護予防事業を実施します。</p> <p>【取組内容】 実態把握訪問等から対象者を把握し、参加者の状況を踏まえて、今後も多様な介護予防サービスの導入を検討し、体制を整えます。また、高齢者が身近で気軽に参加できる場として、地域で介護予防事業を展開していきます。</p>	<p>・あんきなくらぶ事業の継続実施。 市内15地区31教室開催 参加実人数名 263名(延8,245名)</p> <p>・介護予防教室 13地区 参加実人数 1,076名(延5,787名)</p>	○	<p>・あんきなくらぶ事業については、参加者は横ばいの状況。教室により参加者数に差があるため、効果的に教室を実施するために今後教室数の見直しが必要。</p> <p>・各地区的介護予防教室の参加者数は増加。引き続き地区の実状に合わせた実施を継続していく。</p>	27	高齢介護課
④介護予防ケアマネジメントの充実	<p>【事業概要】 生活機能低下により要介護状態となる恐れの高い方に対し、地域包括支援センターの職員が訪問しアセスメントを行い、必要に応じて日常生活の自立支援のためケアプランを作成します。</p> <p>【取組内容】 相談や実態把握訪問から必要性が高い方を訪問し、アセスメントを行います。また、介護予防教室や個別指導を実施します。</p>	<p>総合事業対象者のケアプランの作成を各包括支援センターで令和4年度より始めています。 令和7年3月末現在37名の認定者がありそのうち通所型サービスCなどの利用者の介護予防ケアマネジメント(ケアプラン作成)を行っています。</p>	○	<p>総合事業対象者へのケアプラン作成により利用者の自立支援につながるようにサービス担当者会議などで検討していきます。</p>	28	高齢介護課
⑤地域リハビリテーションの活動支援	<p>【事業概要】 地域における介護予防の取組を強化するために、地域ケア会議・住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等を派遣し支援します。</p> <p>【取組内容】 理学療法士等を通いの場等へ派遣し、知識や技術の普及をします。 理学療法士等により、介護予防従事者へ知識・技術・情報の提供を実施し、介護予防の取組を強化します。</p>	<p>・地域の通いの場へ理学療法士派遣事業 14回 ・介護予防従事者研修 1回(12/3)</p>	○	<p>運動を継続的に行ってもらえるよう派遣先1か所につき、フォローアップとして2回派遣を行った。結果としては、1回目のアンケート結果より多くのサロンへ介護予防のための運動の意識付けをすることができた。そのため次年度においては、多くのサロンへ啓発する目的へ変更し、1箇所につき1回派遣する計画をしている。</p>	29	高齢介護課
⑥地域リハビリテーション提供体制の充実	<p>【事業概要】 要介護(支援)者が必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築します。</p> <p>【取組内容】 リハビリテーションサービスを必要とされる方が、必要なサービスを受けることができる様、相談支援体制とサービス提供体制を整備します。</p>	<p>・地域包括ケア「見える化」システムデータより、事業所数、利用率について全国・岐阜県・東濃他市の状況を比較を昨年に引き続き実施。通所リハビリテーションサービス、訪問リハビリテーションサービスとともに、事業所数(認定者1万人あたり)は、全国平均、県平均を上回る状況であるが、実事業所数の増減は無い。 また、利用日(回)数については、全国平均を下回っており、必要とされるサービスが適切に提供できているか、疑問が残る検証結果となつた。</p>	○	<p>・利用人数の伸び悩みについては、事業所の偏在が起因すると考えられる。特に通所リハビリテーションサービス事業所について、市内の中心部に偏在し、周辺部のサービス提供事業所はほとんど無い状態。</p> <p>・9期計画における、事業所の開設希望(予定)調査において、新たにリハビリテーション事業所の開設を望もなく、当面この状況が続くと考えられるので、リハビリ重視の通所介護事業所や、総合事業(通所サービスC型)の代替サービスの事業所整備を図りたい。</p>	30	高齢介護課

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己 評価	課題と対応策	事業 番号	担当課
基本目標3 認知症予防対策・認知症高齢者施策の充実						
① 正しい知識の理解・啓発	<p>【事業概要】 市民が認知症への理解を深め認知症の予防及び適切な対応ができるよう、啓発活動や講座・講演会を実施します。</p> <p>【取組内容】 認知症講演会を実施し、認知症に対する知識の普及に努めるとともに、認知症を正しく理解し、接し方を学ぶ機会として、認知症サポーター養成講座の受講者を各地域・学校・職員等に広げていきます。 認知症本人の視点を重視した啓発活動・情報発信に取り組みます。また、相談先の周知活動を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉フェアの開催 参加者数延208人 (ひとまちテラスにて社会福祉課と合同開催。認知症に関する展示物、脳年齢チェック、その他掲示物、体操の体験など、認知症に関する周知啓発活動を行った。) ・認知症講演会の開催 1回 71人 ・認知症サポーター養成講座 20回 426人 一般の出前講座の申し込み、小学校、高等学校等などで認知症サポーター養成講座を実施。 認知症サポーターの活動の場としてチームオレンジを設置している。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉フェアなどを活用し、広く周知していくけるよう検討する。 ・サポーターが活動しやすいように、フォローアップ研修の開催を検討していくことと、チームオレンジの活動の充実を目指す。 ・認知症サポーター養成講座が前年度より減っており、学校関係など若年層の参加が少ない状況があるため、学校関係や若い世代への周知啓発のために、関係機関へのPRを行っていく。 	31	高齢介護課
② 認知症バリアフリーの推進	<p>【事業概要】 認知症の本人やその家族を地域で見守り、互いに支え合える仕組みづくりを支援します。</p> <p>【取組内容】 地域支援ネットワーク会議を継続して実施していきます。 地域支え合いマップを作成し、地域の問題・課題解決に向けて市民自らが行えるように支援します。 関係機関と連携して見守り、捜索に関する体制づくりを進めます。 認知症の本人や家族のニーズを把握し、ニーズに応じた支援の仕組みづくりを推進していきます。(チームオレンジ等)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中津川市認知症みまもりのわSOSネットワーク事業の実施。新規登録者数26人。 ・認知症サポーターの活動の場としてチームオレンジを設置し、認知症カフェなどのボランティア活動を行っている。 ・中津川市認知症みまもりのわSOSネットワーク事業の実施。新規登録者数26人。 ・地域ケアネットワーク会議は12回実施。 ・地域支え合いマップ作りを2地区で実施。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方は増加傾向にあるが、SOSネットワーク事業の登録者数は減少している。市民や関係機関への周知方法を検討が必要。啓発活動を継続的に実施していく。 ・SOSネットワーク事業の登録者数が少ないため、市民や関係機関への周知が必要。 	32	高齢介護課
① 認知症本人・家族からの情報発信	<p>【事業概要】 地域で暮らす認知症の本人や家族と共に普及啓発を進め、自らの思いを発信できる場や社会の中での活躍の機会を広げます。</p> <p>【取組内容】 認知症の本人やその家族が思いを発信できるよう、本人ミーティング、介護者家族の会等、本人同士が会える場の機会を作ります。 認知症の本人や家族と共に認知症についての周知啓発活動に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症家族の会 37回 地域包括支援センター、在宅介護支援センターを中心に実施 ・若年認知症家族の会 1回 ・本人ミーティング1回 認知症本人、その家族の思いを発信できるよう各種集まりの場を設けている。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症本人や家族の思いを発信する場を設けていくが、周知啓発活動への参加についてはさらに推進していく検討していく必要がある。 	33	高齢介護課
② 通いの場の拡充	<p>【事業概要】 地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。</p> <p>【取組内容】 高齢者が身近に通えるような介護予防や認知症予防に資する通いの場の設置や活動を支援します。(認知症カフェ、介護予防教室、地域の自主的な通いの場への出前講座等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェ 22回 ・認知症家族の会 37回 ・認知症サポーター養成講座 20回 ・介護予防や認知症予防に関する出前講座を開催。 ・あんきなくらぶ事業の継続実施。 市内15地区31教室開催 参加実人数名 263名(延8,245名) ・介護予防教室 13地区 参加実人数 1,076名(延5,787名) 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 今後も通いの場の充実を図り、広く周知できるよう努めていく事が必要がある。 	34	高齢介護課
① 予防・早期発見	<p>【事業概要】 認知症・軽度認知機能障害の早期発見・治療、生活支援につなげられるよう、相談窓口等の体制を整えます。</p> <p>【取組内容】 通いの場などにおいて認知症予防及び重症化予防に資する活動を行います。また、関係機関と連携し早期に相談・支援できる体制づくりに取り組みます。相談窓口等において正しい知識の理解を促すとともに、ケアパスを活用しながら、ニーズに合わせた情報提供や支援を行います。(医療機関の受診、通いの場や各サービスの紹介、生活支援等) 認知症初期集中支援チームによる事業の実施により、認知症の早期対応・早期受診への支援を行います。</p>	<p>通いの場等において、認知症予防の知識の普及やコグニサイズを実施。</p> <p>認知症サポーター養成者数 延べ11,849人</p> <p>認知症初期集中支援チームを直営の地域包括支援センター内に設置し相談対応を実施</p> <p>相談件数10件うち支援件数5件、残り5件はすでに支援に繋がっている。 (各地域の包括支援センター等と協同して支援し、チーム医にも相談し助言を得ている)</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・通いの場、認知症サポーター養成講座を通して、認知症の知識と予防の普及に努めており、目標を達成できている状況である。今後も継続して実施していく必要がある。 ・支援の必要なケースについては対応することができている。 ・初期集中支援チームについて、地域包括支援センター、在宅介護支援センターの既存の相談支援体制の中で、対応できるケースが多く、対象者となるケースが少ない。連携強化を図り、チームとして支援できるような対応が必要であると考える。 	35	高齢介護課
② 若年性認知症の方への支援・社会参加支援	<p>【事業概要】 若年性認知症の方やその家族に対して、支援ができる仕組みづくりを推進していきます。</p> <p>【取組内容】 相談窓口の周知を行います。 若年性認知症家族の会として、介護者同士が支え合える場を提供します。 退職による経済面の問題や利用できる支援が限られるなど課題が多いため、関係機関と連携して状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、支援体制の構築を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症家族の会 37回 地域包括支援センター、在宅介護支援センターを中心に実施 ・若年認知症家族の会 1回 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・開催については、定期開催できており、前年度より開催回数は増加した。今後も市民への周知、PRについて検討していく必要がある。 ・若年認知症家族の会の所属者の高齢化、本人の介護度が進み施設入所になる等、状況が変化している。内容を見直し、市内広く周知していくよう検討していきたい。また、認知症本人も気軽に参加でき、意見できる場についても検討をしていく必要がある。 	36	高齢介護課

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己評価	課題と対応策	事業番号	担当課
③介護に関わる全ての方の認知症対応力向上と相談窓口の周知	<p>【事業概要】 地域の中で認知症の方を支えていくために正しい知識の普及啓発を図るとともに、必要な支援が受けられるよう相談窓口等の周知を行います。 また、認知症の方が利用される介護保険サービス事業所で働く職員について、専門的な知識の獲得の機会を提供します。</p> <p>【取組内容】 認知症の方への正しい知識と対応を学ぶための認知症センター養成講座の受講者を増やすと共に、ステップアップ講座や認知症講演会など知識を得る機会の充実を図る。 各事業等、様々な場面を活用し、相談窓口の周知を図ります。 また、介護職員向けに、認知症に関する研修に関する情報の提供や、受講に必要な推薦を行い、専門的な知識及び資格の取得を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉フェアの開催 参加者数延208人 (ひとまちテラスにて社会福祉課と合同開催。認知症に関する展示物、認知症に関する周知啓発活動等を行った。) ・認知症講演会の開催 1回 71人 ・認知症センター養成講座 20回 426人 一般的出前講座の申し込み、小学校、高等学校等などで認知症センター養成講座を実施。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉フェアなどを活用し、さらに広く周知していくよう検討する。 また、関係機関などのポスター、チラシの掲示について依頼していく。 ・フォローアップ研修の開催を検討する。 ・認知症センター養成講座が前年度より減っており、学校関係など若年層の参加が少ない状況があるため、学校関係や若い世代への周知啓発のために、関係機関へのPRを行っていく。 	37	高齢介護課

基本目標4 在宅支援の充実

①配食サービスの充実	<p>【事業概要】 身体的な理由で食材の購入・調理が困難な一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、高齢者と重度心身障がい者のみの世帯に対し、食の自立と安否確認を目的として食事の宅配を行います。</p> <p>【取組内容】 アセスメントにより、必要と認められる方へ配食を行うことで、食事に係る負担を軽減し、在宅生活が維持できるように支援するとともに、安否確認を行います。</p>	<p>見守りが必要な高齢者等に、弁当を配達することで異常がないか安否確認を行い、また食材購入及び調理が困難な方に栄養バランスの取れた食事の提供を行った。 安否確認ができない場合は、緊急連絡先となるご家族や介護支援専門員と情報共有し、利用者の安否確認を行った。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・利用希望者の状況も複雑化しており、細かな状況を聞き取ったうえで利用可否を検討する必要がある。関係各所との細かな連携を行い、利用者支援に繋げていきたい。 ・利用者の個別の状態変化に合わせた対応が必要になるため、在支・包括や委託業者、利用者ご家族やケアマネジャーなど、利用者を支援する関係各所と情報共有を行い対応していく必要がある。 	38	高齢介護課
②独居老人緊急通報システム事業の推進	<p>【事業概要】 一人暮らし高齢者等の急病や、緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを設置します。対象者は心臓病等の現病歴のある方または、身体障害者手帳1級～3級の交付を受けた方です。</p> <p>【取組内容】 対象となる方への緊急通報システム設置を行うとともに、耐用年数を超えている機器は計画的に新しい機器に随時更新していきます。 また、消防署と連携して、運用についての課題を把握し解決を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防より連絡があった利用者に関して、ケアマネージャー等に確認を取り、利用者状況の確認と情報共有を行った。(誤報と試験を除く) ・利用希望者に、対象要件を説明するとともに、利用希望者の現状を聞き取りながら相談対応した。 <p>設置台数 182台</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・一部利用者やその御家族と連絡がつかず、交換や撤去が未完了の案件がある。業者と情報共有しながら、交換作業を行っていく必要がある。また、関係各所と利用者情報を共有し、撤去が必要になる場合などの案内をしてもらえるよう依頼した。 ・固定電話を撤去することによる利用停止もあり、今後固定電話の利用が減る中での対応を考えていく必要がある。 ・固定電話の利用が減っている中で今後の事業方法を検討していく必要がある。 	39	高齢介護課
③『ふれあい通信』の発行	<p>【事業概要】 一人暮らし高齢者などに、福祉や生活に関する情報を提供するための情報紙「ふれあい通信」を発行します。</p> <p>【取組内容】 中津川市内全域の対象者に対し、民生委員児童委員の協力を得て「ふれあい通信」を届けていきます。また、各地域の民生委員児童委員の協力を得ながら、地域内のお元気な高齢者を取材・掲載していきます。</p>	<p>ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などを対象に年6回「ふれあい通信」を発行(1回につき3,500部)し、各地区の民生委員児童委員に協力いただき配布を継続した。</p> <p>民生委員児童委員による要配慮高齢者の見守り活動につながった。</p> <p>民生委員児童委員との連携を深める機会でもあり、他事業での協力体制強化にもつながった。</p> <p>読者からのお便りコーナーを設け、高齢者の声を掲載するようにした。</p>	◎	<ul style="list-style-type: none"> ○どのような情報提供が必要か、読者や民生委員児童委員の方々の声も聞きながらよりよい紙面を検討していく。 ○生活支援コーディネーターの各関係機関への周知と、連携強化を図り、高齢者の生活状況に応じた必要なサービスを提供していく。 	40	社会福祉協議会
④生きがいづくり支援	<p>【事業概要】 趣味や健康維持、ボランティア活動等を通じた生きがいづくり活動の充実を図るため、支援を行います。</p> <p>【取組内容】 市内全域にて取組が展開されるよう連携し、必要に応じた情報提供や活動の提案等、取組を検討している地区社会福祉推進協議会等への支援を行います。</p>	<p>各地区社協の自主事業で、男性の料理教室等を通じて生きがいづくり活動の充実をはかるための支援を行った。</p> <p>高齢者ふれあいサロンの取り組みの中で、趣味活動ができたり畠づくりを行うなど、いきがいづくり活動につながるような独自の取り組みを行う動きがあった。</p>	○	<p>個人の得意分野や趣味活動を活かした地域での取り組みが出来るよう、地区社協、生活支援コーディネーターと情報共有しながら生きがいづくりを推進していく。</p> <p>地域の各種団体や老人クラブ連合会と連携し、生きがいづくり活動の活性化を検討する。</p>	41	社会福祉協議会

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己評価	課題と対応策	事業番号	担当課																																																																																								
⑤ ふれあい食事交流の推進	<p>【事業概要】 地域の見守り活動と安否確認を目的とし、一人暮らし高齢者を対象とした食事交流会、もしくは自宅への配食を行います。</p> <p>【取組内容】 地域のクラブなどの食事会の開催や、民生委員児童委員・地域福祉推進員などの協力による自宅への配食などを、各地区社会福祉推進協議会で地域の実情にあった方法で実施していきます。また、各地区社会福祉推進協議会との情報共有・連携を密にし、実施状況や改善点等の把握に努めます。</p>	<p>南地区、付知地区は各地区ごとに食事交流会を行った。他地区は見守りを兼ねた自宅への配食サービスや会食以外での形での交流を行った。</p> <p>園児・児童・高校生を巻き込んで、手紙や絵を添えた弁当の配食につながった地区もあり、対象の高齢者に喜んでいただけたと共に、心の負担軽減につながった。</p>	△	<p>年々ひとり暮らし高齢者の人数が増加しており、費用が増加するため、対象年齢を上げて実施する地域もある。時代やニーズに合った事業を検討していく。</p> <p>食事以外でも交流できる方法も検討する。</p> <p>児童・生徒を巻き込んだ取り組みの継続。</p>	42	社会福祉協議会																																																																																								
⑥ おむつ等購入費助成事業の推進	<p>【事業概要】 市民税非課税世帯で要介護3・4・5と認定された在宅の方に対して、おむつ購入費を助成します。</p> <p>【取組内容】 おむつ等を利用している在宅要援護者にとって、おむつ用品は毎日の生活に欠かせないものです。特に低所得者の経済的負担を軽減するため購入費を助成します。</p>	<p>要介護度3以上で非課税世帯、かつ在宅で生活されている方に対して申請書を送付。窓口に来られた際に再度在宅状況を確認しおむつ券を発券した。</p> <p>利用者 238名</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅情報の確認や要介護度の最新情報を漏れなく抽出するなど、情報共有や情報の精査を今後も徹底していく。 ・利用者のニーズや生活状況に合わせた、対象物品の検討が必要。 ・利用についての問合せも増えており、諸手続等で利用対象となる人も出てきており、そのような場合の手続き方法当の情報共有が必要である。 	43	高齢介護課																																																																																								
⑦ 車イス等の貸し出し	<p>【事業概要】 車イスなどの一時的な貸し出しを行います。</p> <p>【取組内容】 車イス利用者への外出の機会の幅を広げます。利用対象の把握を行い、引き続き柔軟なサービス提供を行います。</p>	<p>市民全般を対象に通院やお出かけなどの際に利用をいただいた。</p> <p>R6年度利用件数…305件(社協全支所)</p> <p>安心して車いすを利用していただくため、整備を行った。</p>	△	制度の存在を知らない方や、介護保険や身体障害者福祉制度との使い分けについて、理解が進んでいないように思われるので、制度の説明を含め積極的な周知を図り、利用の促進につなげたい。	44	社会福祉協議会																																																																																								
⑧ 要介護状態に応じた介護保険サービスの提供	<p>【事業概要】 要介護、要支援認定者に対し、それぞれに必要な介護保険サービスを提供します。</p> <p>1)居宅サービス・介護予防サービス</p> <p>1. 訪問介護 介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事を行うサービスです。</p> <p>2. 訪問入浴介護 自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。</p> <p>3. 訪問看護 医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。</p> <p>4. 訪問リハビリテーション 医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法・その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。</p> <p>5. 居宅療養管理指導 在宅で療養していく、通院が困難な利用者へ医師・歯科医師・看護師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導・助言等を行うサービスです。</p>	<p>【令和6年度給付実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス種類</th> <th>令和6年度給付費</th> <th>計画値</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>訪問介護</td><td>502,361</td><td>501,232</td><td>1,129</td></tr> <tr><td>訪問入浴介護</td><td>97,652</td><td>115,972</td><td>▲ 18,320</td></tr> <tr><td>訪問看護</td><td>209,010</td><td>212,049</td><td>▲ 3,039</td></tr> <tr><td>訪問リハビリテーション</td><td>26,068</td><td>31,853</td><td>▲ 5,785</td></tr> <tr><td>居宅療養管理指導</td><td>52,330</td><td>56,516</td><td>▲ 4,186</td></tr> <tr><td>通所介護</td><td>968,791</td><td>1,039,839</td><td>▲ 71,048</td></tr> <tr><td>通所リハビリテーション</td><td>82,776</td><td>95,439</td><td>▲ 12,663</td></tr> <tr><td>短期入所生活介護</td><td>324,814</td><td>320,071</td><td>4,743</td></tr> <tr><td>短期入所療養介護</td><td>37,121</td><td>56,620</td><td>▲ 19,499</td></tr> <tr><td>福祉用具貸与</td><td>247,962</td><td>260,471</td><td>▲ 12,509</td></tr> <tr><td>特定福祉用具購入費</td><td>8,818</td><td>7,833</td><td>985</td></tr> <tr><td>住宅改修費</td><td>12,813</td><td>6,725</td><td>6,088</td></tr> <tr><td>特定施設入居者生活介護</td><td>276,156</td><td>297,225</td><td>▲ 21,069</td></tr> <tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td><td>17,008</td><td>17,226</td><td>▲ 218</td></tr> <tr><td>認知症対応型通所介護</td><td>17,649</td><td>23,779</td><td>▲ 6,130</td></tr> <tr><td>認知症対応型共同生活介護</td><td>666,850</td><td>773,128</td><td>▲ 106,278</td></tr> <tr><td>地域密着型通所介護</td><td>410,437</td><td>465,150</td><td>▲ 54,713</td></tr> <tr><td>小規模多機能型居宅介護</td><td>104,816</td><td>138,812</td><td>▲ 33,996</td></tr> <tr><td>介護老人福祉施設</td><td>1,865,199</td><td>1,879,744</td><td>▲ 14,545</td></tr> <tr><td>介護老人保健施設</td><td>909,746</td><td>847,053</td><td>62,693</td></tr> <tr><td>介護医療院</td><td>0</td><td>4,853</td><td>▲ 4,853</td></tr> </tbody> </table> <p>(単位:千円)</p>	サービス種類	令和6年度給付費	計画値	差額	訪問介護	502,361	501,232	1,129	訪問入浴介護	97,652	115,972	▲ 18,320	訪問看護	209,010	212,049	▲ 3,039	訪問リハビリテーション	26,068	31,853	▲ 5,785	居宅療養管理指導	52,330	56,516	▲ 4,186	通所介護	968,791	1,039,839	▲ 71,048	通所リハビリテーション	82,776	95,439	▲ 12,663	短期入所生活介護	324,814	320,071	4,743	短期入所療養介護	37,121	56,620	▲ 19,499	福祉用具貸与	247,962	260,471	▲ 12,509	特定福祉用具購入費	8,818	7,833	985	住宅改修費	12,813	6,725	6,088	特定施設入居者生活介護	276,156	297,225	▲ 21,069	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	17,008	17,226	▲ 218	認知症対応型通所介護	17,649	23,779	▲ 6,130	認知症対応型共同生活介護	666,850	773,128	▲ 106,278	地域密着型通所介護	410,437	465,150	▲ 54,713	小規模多機能型居宅介護	104,816	138,812	▲ 33,996	介護老人福祉施設	1,865,199	1,879,744	▲ 14,545	介護老人保健施設	909,746	847,053	62,693	介護医療院	0	4,853	▲ 4,853	評価外	令和6年度の計画値と比較して、大きく異なるサービスについては、サービスが過少となっている可能性がある。 ニーズが無くて、実績が伸び悩むのか。必要とされているサービスの供給能力が乏しいのか、分析を進める必要がある。	45	高齢介護課
サービス種類	令和6年度給付費	計画値	差額																																																																																											
訪問介護	502,361	501,232	1,129																																																																																											
訪問入浴介護	97,652	115,972	▲ 18,320																																																																																											
訪問看護	209,010	212,049	▲ 3,039																																																																																											
訪問リハビリテーション	26,068	31,853	▲ 5,785																																																																																											
居宅療養管理指導	52,330	56,516	▲ 4,186																																																																																											
通所介護	968,791	1,039,839	▲ 71,048																																																																																											
通所リハビリテーション	82,776	95,439	▲ 12,663																																																																																											
短期入所生活介護	324,814	320,071	4,743																																																																																											
短期入所療養介護	37,121	56,620	▲ 19,499																																																																																											
福祉用具貸与	247,962	260,471	▲ 12,509																																																																																											
特定福祉用具購入費	8,818	7,833	985																																																																																											
住宅改修費	12,813	6,725	6,088																																																																																											
特定施設入居者生活介護	276,156	297,225	▲ 21,069																																																																																											
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	17,008	17,226	▲ 218																																																																																											
認知症対応型通所介護	17,649	23,779	▲ 6,130																																																																																											
認知症対応型共同生活介護	666,850	773,128	▲ 106,278																																																																																											
地域密着型通所介護	410,437	465,150	▲ 54,713																																																																																											
小規模多機能型居宅介護	104,816	138,812	▲ 33,996																																																																																											
介護老人福祉施設	1,865,199	1,879,744	▲ 14,545																																																																																											
介護老人保健施設	909,746	847,053	62,693																																																																																											
介護医療院	0	4,853	▲ 4,853																																																																																											

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己 評価	課題と対応策	事業 番号	担当課
	<p>6. 通所介護 日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事・入浴・その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを、日帰りで提供するサービスです。</p> <p>7. 通所リハビリテーション 介護老人保健施設や診療所・病院等の医療機関において、日常生活の自立を助けるために理学療法・作業療法・その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。</p> <p>8. 短期入所生活介護 特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所してもらい、食事・入浴・その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。</p> <p>9. 短期入所療養介護 介護老人保健施設や医療施設に短期間入所してもらい、医師や看護職員・理学療法士等による医療や機能訓練・日常生活上の支援などを行うサービスです。</p> <p>10. 福祉用具貸与 介護ベッドや車いすなどの福祉用具をレンタルするサービスです。</p> <p>11. 特定福祉用具購入費 心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具で、入浴や排せつなど貸与になじまない福祉用具を購入するサービスです。</p> <p>12. 住宅改修費 要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、廊下・トイレ等への手すりの取り付けや、段差の解消を行います。</p> <p>13. 特定施設入居者生活介護 介護保険の指定を受けた有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームなどが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。</p> <p>14. 居宅介護支援・介護予防支援 介護保険から給付されるサービスなどを適正に利用できるよう、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成・在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介などを行います。</p> <p>2) 地域密着型サービス</p> <p>1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※市内に事業所のあるサービスのみ掲載 利用者の自宅への定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供するサービスです。</p> <p>2. 認知症対応型通所介護 老人デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、通所してきた認知症の利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護や生活等に関する相談・健康状態の確認・機能訓練等を行います。</p> <p>3. 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 認知症の高齢者が少人数で共同生活を送りながら、専門スタッフによる身体介護と機能訓練、レクリエーションなどが受けられるサービスです。</p> <p>4. 地域密着型通所介護 地域密着型通所介護の施設(利用定員19人未満のデイサービスセンターなど)に通う利用者に対し、食事や入浴などの日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練・口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。</p> <p>5. 小規模多機能型居宅介護 利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。</p> <p>3) 施設サービス</p> <p>1. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。</p> <p>2. 介護老人保健施設(老人保健施設) 入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。</p> <p>3. 介護療養院 長期にわたって療養が必要である方の入所を受け入れ、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、療養上の管理・看護・介護・機能訓練・その他必要な医療と日常生活に必要なサービスなどを提供します。</p>				45	

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己評価	課題と対応策	事業番号	担当課
⑨ 地域共生社会の実現 に向けた住まいと生活 の一体的支援	<p>【事業概要】 独居の高齢者、困窮者等の増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住まいを確保できるように入居支援等の施策を推進していきます。</p> <p>【取組内容】 市営住宅入居者に対する家賃減免による生活困窮者対策、高齢者等の居住支援として手摺の設置を進めていきます。また、保証人の選任ができない場合の入居制限対策として家賃債務保証制度を導入し支援をしていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃減免の申請のあった生活困窮者2世帯に対し家賃減免を実施しました。 ・手摺設置希望調査で設置を希望した6世帯に対し、手摺の設置を行いました。 ・保証人の選任が困難な入居希望者に対して家賃債務保証制度の案内を実施し、4世帯が利用しました。 	△	<p>【課題】単身世帯の増加、持ち家率の低下等が進む中、今後、高齢者、低額所得者、障がい者などの住宅確保要配慮者の市営住宅を含む賃貸住宅への居住ニーズが高まることが見込まれます。</p> <p>【対応策】家賃減免や家賃債務保証制度による入居者負担の軽減、住宅部局と福祉部局が連携した包括支援体制を構築します。</p>	46	建築住宅課
① 要介護者の移送サー ビス事業の推進	<p>【事業概要】 家庭において移送することが困難な要介護高齢者及び重度身体障がい者に対して、医療機関への入退院、通院の際の移送を支援します。</p> <p>【取組内容】 歩行が困難で車いす等が必要なため、家庭において移送することが困難な要介護高齢者及び重度身体障がい者に対し、医療機関への入退院・通院等の負担軽減のため、福祉車両による移送を行います。</p>	家庭において入退院・通院の移送が困難な方に福祉車両による移送を支援し、本人や家族の負担軽減を図った。 利用人数:105名 延べ利用回数:1,009回	○	利用者の速やかな手続きと利便性の向上のために、総合事務所含む受付窓口の業務把握や、委託先業者との連携を強化していく必要がある。	47	高齢介護課
② 移動手段の確保	<p>【事業概要】 路線バスやタクシーなどの交通事業者と連携し、効率的で持続可能な公共交通網を確保します。</p> <p>【取組内容】 市内9地区でコミュニティバスの運行を継続します。コミュニティバスは地域に合った利便性の高いルートや時刻となるよう、適時見直しを実施します。また、タクシー事業者と連携し、タクシーを活用したおでかけを推進します。</p>	市内9地区のコミュニティバスを運行し、委託先や利用者、地元の意見を伺い、利便性の向上のため路線や時刻の改編を行った。 R6年度は、落合地区のコミュニティバスを通院・買物に便利な路線に改編した。 また、神坂地区では廃止路線バスの代替策としてR7年度の運行に向けてコミュニティバスの改正運行案を取りまとめた。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・利用率の低い路線や地域がある。 ・地域、運行業者、市が一体となり、より利便性が高いサービスとなるよう路線や時刻の見直しを継続する。 ・民間交通事業者の路線、サービスとうまく接続し、一体となった公共交通網を形成し維持していくことが、市の負担を増大させないためにも必要となる。 	48	都市計画課
① 介護者慰労金支給事 業	<p>【事業概要】 要介護4・5と認定された高齢者の介護者(介護サービス未利用者、市民税非課税世帯)に対して、介護者慰労金を支給します。</p> <p>【取組内容】 寝たきり高齢者を在宅介護している家族介護者の労をねぎらい、少しでも長く、住みなれた自宅での介護が維持できるように慰労金を支給します。</p>	要介護4以上の非課税世帯で、介護保険サービス未利用の在宅生活の方に対し申請書を発送した。また、申請時に在宅状況の再確認と、介護者の課税状況を確認し、対応した。 支給者 上半期 1名 下半期 1名	○	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅状況、課税状況の正確な情報処理が必要である。 ・令和6年度は数年ぶりに支給者が1名あった。要介護度が上がることで対象者となることがあり、1人1人丁寧に調査する必要がある。 	49	高齢介護課
② 家族介護者の交流の さらなる推進	<p>【事業概要】 家族介護者の心労を和らげる目的をもとに、当事者同士の交流や高齢者介護に関する情報提供を行います。</p> <p>【取組内容】 先行して実施している地区社会福祉推進協議会の具体的な内容を把握します。また、地域包括支援センターと連携し、高齢者介護に関する情報提供の充実に努めます。</p>	地区社協事業として、「介護者の集い」を要介護者家族を対象に開催した。(加子母、付知、福岡、蛭川) 介護者同士の交流、介護に関する情報提供を行い日頃の介護疲れへの慰労と介護への不安解消の一助となった。	○	今後も各地域包括支援センター、在宅介護支援センターと連携を行い、要介護者支援を行っていく。	50	社会福祉協議会
③ 福祉相談所、相談窓 口の設置	<p>【事業概要】 心配ごと相談所や福祉の法律相談所を開設し、地域住民の生活に関する悩みや福祉に関する法律についての相談に応じます。また、社会福祉協議会窓口や電話での相談を随時行います。</p> <p>【取組内容】 心配ごと相談所は民生委員児童委員などが相談員となり月に1回開設し、福祉の法律相談所は法テラスの弁護士等が相談員となり、月に1回開設します。また、窓口や電話では、社会福祉士などの福祉専門職員が相談に応じます。</p>	毎月1回、心配ごと相談所を開設し、高齢者の生活上の悩み事に関する相談を受けた。R6年度利用件数…9件 毎月1回、法テラスの協力により福祉の相談窓口を解説し、生活困窮者等に対して法律に関する相談に対応した。R6年度利用件数…1件 常時、社会福祉協議会と北部地域包括支援センターの窓口や電話により相談に対応した。	○	心配ごと相談へ来た方について、相談内容に応じて生活困窮者自立支援事業や法テラス等と連携し、対応することができた。 R7年度から法テラスの協力による福祉の相談窓口は終了するが通常の社協が行う相談窓口に来られた方について職員への助言などの協力をしていただくこととなった。	51	社会福祉協議会

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己評価	課題と対応策	事業番号	担当課
① ファミリー・サポート・センター事業の活用	【事業概要】 仕事と家庭の両立及び地域での生活を支援するため、互助活動として介護や育児の支援を行います。 【取組内容】 介護や育児の支援のため、ファミリー・サポート・センター事業の役割や仕組みの周知を行い、事業の一層の推進を図ります。	高齢者支援を行いたい者（サポート会員）、高齢者支援を受けたい者（利用会員）をマッチングし相互援助活動を実施。 高齢者支援活動件数 983件		サポート会員、利用会員数の減少がみられる。啓発活動を行い、事業の仕組みや役割の周知を行う。	52	高齢介護課
② 在宅高齢者の実態把握と見守りの実施	（高齢支援課） 【事業概要】 地域の要援護高齢者の状況を把握し、必要な支援につなげるとともに、地域の中での見守りの体制を支援します。 【取組内容】 地域包括支援センター・在宅介護支援センターによる実態把握訪問を継続し、地域の要援護者の状況を把握していくとともに、民生委員児童委員や地域住民と協力して要援護者の見守りを行います。また、民間事業所との高齢者等見守り協定を継続し、連携による見守りを行います。	（実態把握訪問） 高齢者世帯や高齢独居者を中心に地域の高齢者の心身の状況や家庭環境などについて実態把握をするために訪問を行った。また、民生委員や地域住民等との連携により早期対応に取り組んだ。実態把握訪問 延べ3,032件。 （見守り協定） 「高齢者等見守り活動に関する協定」を令和4年度に新たに1事業所と締結し、協定締結事業所数が令和5年度末で累計20事業所となった。	◎	【高齢支援課】 ・独居や高齢者のみの世帯については定期的な状態把握ができているが、若年者との同居世帯についても把握が必要なケースが増えており、関係機関との連携による見守りを進める必要がある。	53	高齢介護課
	（社会福祉協議会） 【事業概要】 「地域生活あんしん事業」や「一人暮らし高齢者配食サービス事業」を実施し、高齢者世帯の見守りや安否確認のための訪問活動を行います。また、引きこもり防止や介護予防のための「ふれあいサロン」や「食事交流」の支援を行います。 【取組内容】 「地域生活あんしん事業」では、一人暮らし高齢者を対象に緊急時の個人情報などがわかるように、地区社会福祉推進協議会と民生委員児童委員協議会連合会の協力により「命のバトン」を配置します。 「一人暮らし高齢者配食サービス」では、各地域の地域福祉推進員などにより弁当づくりや配達を行い、安否確認と声かけを行います。	【社会福祉協議会】 ・「地域生活あんしん事業」では、ひとり暮らし高齢者を対象に緊急時の個人情報などがわかるように、地区社協と民生委員児童委員協議会連合会の協力により「命のバトン」を配置を行った。 また、市内全域で民生委員児童委員が高齢者宅を訪問し年に1回の情報用紙の更新を行った。 ・地区社協による「ひとり暮らし高齢者配食サービス」では、各地域の地域福祉推進員などによる弁当づくりや配達を行い、安否確認と声かけを行うための支援を行った。 ・地域福祉推進員研修会等を通して、区長や民生委員児童委員等への見守りの大切さを伝え、引き続き見守り活動の強化を行っていく。	○	命のバトンの更新作業では、高齢者の情報を包括支援センターと連携しながら進めている。 地域福祉推進員研修会等を通して、区長や民生委員児童委員等への見守りの大切さを伝え、引き続き見守り活動の強化を行っていく。	54	社会福祉協議会
③ ボランティア人材の育成と活動のコーディネートの推進	【事業概要】 地域住民の福祉ボランティアへの理解を深めることを目的に、福祉ボランティア活動に関する養成講座・研修会等を開催し、思いやりの心を育てるための福祉教育・福祉ボランティア育成の取組を行います。また、市内地域福祉の充実のためにニーズ把握を行い、ボランティアコーディネートを促進します。 【取組内容】 ボランティア養成事業を企画・開催します。また、福祉に関するボランティアの取組の連絡調整や相談助言、福祉ボランティア情報の収集及び提供、福祉ボランティア養成講座・研修の企画・運営、福祉ボランティア講師派遣、登録ボランティア団体への支援、ボランティア保険加入手続きなどを行います。	○福祉ボランティアに関する相談。 年間利用件数…83件（活動希望者）、18件（募集相談） ○ボランティア団体同士の情報交換を行うためのボランティア交流会を実施。（10/26 参加:54人） ○中学生向けボランティア講座の開催や福祉出前講座を実施し、福祉共育に取り組んだ。 また、大学の授業の中で社会貢献活動に関する講義などを行い、地域の高齢者などを支援する大学生のボランティア養成を行った。 (延開催数…59講座、延べ参加人数…1055人) ○北部地域包括支援センターと協働により、「ふれあいサロン学習会」を開催した。（11/27開催 参加:21人）	○	ボランティアセンターについての周知と広報を行うとともに連絡調整、機能強化を図り、支え合い・助け合いの地域づくりを推進していく。 ボランティアの継続性を図るため、新規ボランティア団体設立のための支援や働く世代向け、学校と連携し、学生向けのボランティア講座を行い、新たな地域の担い手づくりを行う必要がある。	55	社会福祉協議会
④ 地域の担い手の養成	【事業概要】 地域福祉担当職員や地域包括支援センター、民生委員児童委員、地域住民、ボランティア、地区社会福祉推進協議会などと連携をしながら、在宅高齢者の生活を支える人の育成を行います。 【取組内容】 地域福祉推進員などを対象に、地域の見守り対策などを行う人を育成する研修などを行います。	○「話の聴き方講座」を開催し、福祉活動の基本となる「話の聴き方」や様々な支援を必要とする方に対応する相談員のスキルを学んだ。 (3/4開催、参加者61人) ○「地域支え合い講演会」を開催し、地域でのちょっとした困りごとについて、地域で助け合うことができる担い手づくりを目的とした講演会を開催した。 (2/25開催、参加者51人)	○	生活支援コーディネーターと連携し、小地域の中で高齢者の生活におけるちょっとした困りごとを支えるグループの設立支援や、小地域ごとの担い手養成のための働きかけを行う必要がある。	56	社会福祉協議会

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己 評価	課題と対応策	事業 番号	担当課
① 生活支援コーディネーターの配置	<p>【事業概要】 高齢者の生活支援・介護予防の体制整備を推進していくことを目的とし、地域において関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進するコーディネーター役としての「生活支援サービスコーディネーター」を配置します。</p> <p>【取組内容】 第1層(市内全域担当)及び第2層(地域担当)の生活支援コーディネーターを配置し、地域ごとの高齢者への生活支援等についての把握及び担い手養成等の支援を行います。</p>	<p>○地域における生活支援や介護予防活動等の推進を図った。また、各調査の実施や地域住民、各関係機関とのネットワークの更なる構築により市内の現状を把握し、高齢者の活躍の場・生活支援等に対する強化を行った。</p> <p>○毎月、各地区の第2層生活支援コーディネーターが集まる会議で、情報共有やコーディネーターの活動強化を図ることが出来た。</p>	◎	各地域の動きを記録に残していく、活動が継続していくよう、引き続き後方的な支援を行っていく。各地区での活動を共有することにより、生活支援コーディネーターの活動強化を図る。	57	社会福祉協議会
② 協議体の推進	<p>【事業概要】 各地域における生活支援コーディネーターと地域関係者等が参画し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を推進する中核となるネットワークとして、「協議体」を設置します。</p> <p>【取組内容】 地域ごとに生活支援コーディネーターを中心とした協議体を設置し、地域関係者等との情報共有・連携体制づくりを進めます。</p>	<p>○第1層協議体、第2層協議体を開催し、地区の高齢者や関係者等に出席いただき、地域の高齢者の生活状況や生活課題、社会資源の活用等について情報共有、課題解決のための協議を行った。</p> <p>第1層協議体…1回 第2層協議体…15地区22回</p>	◎	<p>各地域の実情に合った協議体を開催し、その後の地域づくりに繋がるよう、開催地域に対して随時フォローしていく。</p> <p>第2層協議体で出た地域の生活課題等について、第1層協議体会議でも共有し、課題解決に向けて協議を行う。</p>	58	社会福祉協議会
① 災害時の要配慮者対策の推進	<p>【事業概要】 災害に備えて、自主防災会長が中心となり各地区の避難行動要支援者の把握を行い、避難体制を整備します。</p> <p>【取組内容】 定期的に更新している避難行動要支援者名簿を自主防災会に提供し、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を通じて、地域でどのような助け合いが出来るのか事前に考え、避難したくてもできない方を一人でも減らすことを目指します。</p>	<p>○災害ボランティアリーダー講座を開催し、高齢者や障がい者など、配慮が必要な方へのボランティア活動についてをテーマに講演会を行った。また、その講座に参加したボランティアや区長、民生委員などにより、こうした人に対してできる支援について意見交換を行った。 (2/8開催 参加者90人)</p> <p>○地区社協の取り組みの一つと//して、要配慮者見守りマップを作成し、災害が発生した時の安否確認などの役割分担を地域住民の中で検討を行った。</p>	○	区長会連合会や民生委員児童委員協議会とともに要配慮高齢者の災害時における支援について協議し、平常時から出来る取り組みを検討していく。	59	社会福祉協議会
② 木造住宅の耐震診断と耐震補強支援事業の推進	<p>【事業概要】 高齢者が地震災害に強く、安心して暮らせる住まいづくりを支援します。昭和56年(1981年)5月以前に建てられた木造住宅は耐震性が低く、大規模な地震が発生したときに倒壊する危険性があります。地震から生命・財産を守るために住宅の耐震診断の受診が無料で受けられる他、診断の結果、倒壊の危険があると判定された住宅には、耐震補強工事に要する費用の一部を補助します。</p> <p>【取組内容】 上記の他、単独で行う耐震シェルターの設置や、耐震ベッドの設置等に要する費用の一部を補助し、地震災害時に要介護の方の安全確保を図ります。</p>	<p>木造住宅の耐震診断、耐震補強支援事業についての問い合わせがあれば、中津川市が行う事業を紹介し、案内を行った。</p> <p>防災士なかつがわ会がボランティア活動として行う市内の学校や福祉施設の家具転倒防止の取り組みについて協力を行った。</p>	△	地域の高齢者などに向けて家具転倒防止に関する周知と寝室に大きな家具を置かないようにするなどの情報提供を行う。	60	建築住宅課
③ 災害時の支援体制の整備	<p>【事業概要】 災害時の対応として、災害ボランティアセンター運営について、市と協議を行い、支援できる体制整備を行います。</p> <p>【取組内容】 日常的な活動やつながりを活かして、地域の関係者との協働や、ボランティアをはじめとした様々な活動団体と連携ができる体制づくりを行います。</p>	<p>○災害ボランティアリーダー講座を開催し、高齢者や障がい者など、配慮が必要な方へのボランティア活動についてをテーマに講演会を行った。また、その講座に参加したボランティアや区長、民生委員などにより、こうした人に対してできる支援について意見交換を行った。 (2/8開催…参加者90人)</p> <p>○地区社協の取り組みの一つとして、要配慮者見守りマップを作成し、災害が発生した時の安否確認などの役割分担を地域住民の中で検討を行った。</p>	○	<p>○毎年定期的に災害ボランティアリーダー講座を開催し、高齢者などの配慮が必要な方への支援について考える機会を持つようにする。</p> <p>○各地区で、要配慮者見守りマップづくりの取り組みができるいるわけではないので、多くの地区で協議ができるように働きかけを行う。</p>	61	社会福祉協議会
④ 感染症対策に係る体制整備	<p>【事業概要】 高齢者施設等が感染症への適切な対応を行うことができるよう、関係部局や関係機関と連携して支援を行う体制づくりを推進します。</p> <p>【取組内容】 事業所のBCPが実行性のあるものかの検証作業や、BCPに関する研修会を通じて事業所の感染症に対する対応力の向上を目指します。</p>	<p>介護・福祉施設のBCP作成に係る取り組みは、高齢介護課が所管していると認識している。</p> <p>【健康課】 国、県等からの情報をもとに、高齢者施設や事業所などの関係機関や市民に対し、感染症対策に関する情報提供や周知啓発を行った。高齢者施設入所者を含め高齢者が感染症予防のための予防接種が円滑に受けられるよう、関係機関との連携のもと接種体制の構築を行った。</p>	◎	<p>【健康課】 感染症予防対策は継続的に実施する必要があり、感染の流行状況に合わせ引き続き関係機関や市民に対し感染症予防に関する周知啓発を行う必要がある。予防接種が円滑に受けられるよう、関係機関との連携及び接種体制の構築を維持していく必要がある。</p>	62	高齢介護課・健康課・防災安全課

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己評価	課題と対応策	事業番号	担当課
⑤ 火災予防に関する普及啓発を推進	<p>【事業概要】 災害時や避難時に備え、日ごろから防火に対する意識の習慣付けや、住宅用火災警報器の設置啓発を推進します。</p> <p>【取組内容】 火災予防を推進するため、住宅用火災警報器の設置、及び設置後の維持管理等の周知啓発を行います。また、防火に対する意識の向上のため要望があれば地域での出前講座の実施等、防火・防災に関する広報、普及啓発を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント(六斎市、もりの市)での啓発活動及び住警器アンケート ・LoGoフォームによる住警器アンケート ・各地区広報誌による啓発 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントでの予防啓発活動は直接顔を見てPRできるところが良い点である。 ・ネットワークを利用したアンケートはネットワーク登録者数に対してであり、限定的である。 ・より多くの市民に広報・啓発できるようイベントでの集客に取り組む。 	63	消防本部予防課
⑦ 交通安全対策の推進	<p>【事業概要】 高齢者の交通安全の確保及び意識の向上を図るために、高齢者向けの交通安全教育、交通指導等を警察署等の関係機関・団体と連携しながら推進します。</p> <p>【取組内容】 関係機関等と連携した交通安全出前講座・高齢者交通安全大学校等の交通安全教育の実施及び各種交通安全イベント等による啓発活動を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の交通安全の確保及び意識の向上を図るために、高齢者向けの交通安全教室を実施しました。(R6年度:9件、179名) ・警察署、中津川地区交通安全協会と連携し、高齢者交通安全大学校事業として対象地区的高齢者向けに交通安全に係る啓発イベントを実施しました。(R6年度:山口地区) 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・R6年は県内においても交通死亡事故犠牲となる高齢者が増加しています。このことから、引き続き高齢者向けの交通安全教室や啓発イベントを実施し、広報を行います。 	64	防災安全課
⑧ 福祉避難所の機能確認	<p>【事業概要】 災害時に一般の避難所で過ごすことが難しく、支援が必要な高齢者や障がい者を受け入れる設備などを備えた福祉避難所について、機能の確認をするとともに、福祉避難所の重要性について啓発し、協力事業所の増加を図ります。</p> <p>【取組内容】 協定により確保している福祉避難所について、災害時の受け入れに向け設備や資材などの確認や支援を行います。 災害発生時を想定した体制整備マニュアルの作成、フローの確認や、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定の見直しを実施します。運営指導や、運営推進会議を通じて、地域密着型サービス事業所の協力を要請し、協力事業所の増加を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に係る担当者会議を開催し、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、福祉避難所を議題に意見交換を行った。 <p>【高齢支援課】 福祉避難所協定事業所へ災害発生時の協力確認を行った。</p> <p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援に係る担当者会議を開催し、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、福祉避難所を議題に意見交換を行った。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所等とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しているが、平時の連絡体制や訓練等の実施、保有資機材の確保等について、防災部局及び福祉部局の連携が図られていない。 ・協定による福祉避難所のみでは収容可能な人数に限りがあるため、公共施設を指定福祉避難所として指定することが必要であるが、場所の確保及び運営人員の確保が課題となっている。 <p>【高齢支援課】 協定事業所との連携や防災局との連携が必要。協定事業所、防災局と連携し災害発生時の体制整備を行っていきたい。</p> <p>【社会福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所等とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しているが、平時の連絡体制や訓練等の実施、保有資機材の確保等について、防災部局及び福祉部局の連携が図られていない。 ・協定による福祉避難所のみでは収容可能な人数に限りがあるため、公共施設を指定福祉避難所として指定することが必要であるが、場所の確保及び運営人員の確保が課題となっている。 	65	防災安全課・社会福祉課・高齢介護課
① 成年後見制度のさらなる普及啓発・利用支援	<p>【事業概要】 認知症などにより判断能力が十分でなく、日常生活が困難になってきた高齢者が成年後見制度を円滑に利用できるよう、普及啓発・利用支援を行います。</p> <p>【取組内容】 東濃5市と連携し東濃権利擁護センターを設置し、権利擁護支援の中核機関として地域連携ネットワークの構築に取り組んでいきます。また、成年後見制度利用にあたり、必要となる経費の負担が困難な方に対する支援として、申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する成年後見制度利用支援事業を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見中核機関として、令和3年度に東濃5市共同で東濃権利擁護センターを設置。成年後見制度についての相談・支援や関係機関との調整等を行っている。 相談件数 251件 ・成年後見センター巡回相談のチラシの作成、ホームページ掲載、関係者への紹介等を行い制度の普及啓発を行った。 成年後見制度巡回相談の開催 5回 ・成年後見制度市長申立 5件 ・成年後見制度利用支援事業 申立費用助成 1件 報酬費用助成 18件 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談の利用件数が少ないため周知範囲を広げるなどして、制度の普及や利用につなげていく必要がある。 ・成年後見制度自体の普及啓発。 ・中核機関である権利擁護センターの普及啓発。 ・成年後見制度を利用するにあたり必要となる経費の負担が困難な方に対する支援として、利用支援事業の普及啓発。 	66	高齢介護課

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己評価	課題と対応策	事業番号	担当課
②高齢者虐待防止の一層の推進	<p>【事業概要】 高齢者虐待防止についての啓発、また実態の早期発見・早期対応を行い、高齢者虐待を防止します。 高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる介護保険サービスの利用環境の構築を目指します。</p> <p>【取組内容】 虐待対応について関係機関が連携して迅速に対応できるよう、関係機関とのネットワーク機能を充実します。また、介護支援専門員やデイサービスの職員など、直接利用者や家族介護者に関わる関係者が、虐待の理解、通報の義務、ケースの対応方法等について学ぶ機会をつくり、虐待の早期発見・早期対応ができるようにします。 介護保険サービス事業所における虐待にいち早く気付ける体制を構築するため、介護相談員との連携を強化します。 また、内部からの情報提供をためらわない体制を構築するため、チラシや運営指導を通じて、周知を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関とのネットワーク会議を開催、高齢者虐待防止ネットワークの構築により連携協力体制を図った。 ・高齢者虐待防止ネットワークの構築により連携協力体制を図った。 ・高齢者虐待防止研修会 2回開催 218名 ・高齢者虐待防止講演会 1回開催71名 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関とのネットワーク会議、高齢者虐待防止研修会、認知症ケア研修会、高齢者虐待防止講演会を開催し、連携協力体制を図り、高齢者虐待の対応について学ぶことができた。 ・高齢者虐待の背景の複雑化や虐待件数の増加に対応できるよう、関係機関との連携や役割分担が必要である。 	67	高齢介護課
③日常生活自立支援事業の利用推進	<p>【事業概要】 判断能力に不安のある高齢者等に対し、福祉サービスの利用援助・日常金銭管理サービス等の援助を行います。</p> <p>【取組内容】 事業のPRを行い、対象者の利用につなげます。また、NPO法人東濃成年後見センターとの連携を強化し、支援活動を行います。</p>	<p>福祉サービスの利用援助・日常金銭管理サービス実利用者数…33人 (延利用者416人)</p> <p>相談援助件数…延2,032件</p>	○	<p>地域のケアマネジャーや地域包括支援センターから利用についての相談が増えている。判断能力に不安のある高齢者を対象としている事業であるため対応することが困難な場合がある。また、関係機関がサービス利用を希望しているが高齢者ご本人が利用を希望しない為なかなかサービス利用につながりにくい。</p>	68	社会福祉協議会

基本目標5 持続可能な介護保険制度の運営

①介護離職防止に向けたサービス提供体制の改善	<p>【事業概要】 介護離職防止に向け、各介護サービス見込み量に応じた介護基盤の整備を進め、必要なサービスが受けられる環境整備を行います。</p> <p>【取組内容】 整備が必要と認められたサービスについては、整備目標を定めた施設整備計画に基づき、公募等の方法により、介護サービス事業所の整備を行います。</p>	<p>要介護者のニーズに応え、必要なサービスが提供できる体制を整えるよう、ニーズの高かったサービスについて、昨年に引き続き事業者の公募を行った。</p> <p>R6公募実績 (公募期間:令和6年8月1日(木)～令和6年10月31日(木)) ①認知症対応型通所介護 ②小規模多機能型居宅介護 ③看護小規模多機能居宅介護</p> <p>①②については応募者なし、③については1事業所決定。</p>	△	<p>小規模多機能型居宅介護は令和3年度より5回連続で応募事業者なしという結果になっている。 市のホームページ等を使い情報発信していたが、事業者の応募にはつながらなかった。</p> <p>事業所の整備が計画どおり進まないのは、建築資材の高騰に加え、介護人材の不足が大きく影響していることが考えられる。</p> <p>小・中学生を対象に、介護の仕事の魅力を発信する事業に加え、修学資金制度の周知の強化により介護人材の確保につなげたい。</p>	69	高齢介護課
①保険者機能強化推進 交付金等を活用した施策の充実・推進	<p>【事業概要】 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標を活用し、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進します。</p> <p>【取組内容】 PDCAサイクルに沿って評価指標の達成を目標とすることにより、地域課題への問題意識を高め、地域の特性に応じた取組を通じて保険者の機能強化を図ります。また、交付金を活用し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた施策の拡充や新たな事業を推進します。</p>	<p>・毎年の保険者機能強化推進交付金申請に係る評価を通じ、求められる体制整備を再認識するとともに、当市に不足している部分の改善に取り組んだ。</p> <p>・令和6年度分の交付金としては10,233,000円の交付を受け、自立支援・重度化防止等に係る事業の財源に充当した。</p>	○	<p>・評価項目の内容については、「在宅医療・介護連携」等、単年度での達成が困難な項目も多く、継続的な取り組みが必要。</p> <p>・他市町村の評価の状況と比較しながら、先進市町村の取り組みも参考にして事業を推進していく。</p>	70	高齢介護課
②介護相談員派遣事業の推進	<p>【事業概要】 介護サービス利用者が介護サービスの相談が気軽にできるよう、市内の介護保険施設等に介護相談員を派遣し、サービスについての要望や希望・疑問や不安などを聞き取り、施設や行政と意見交換することで、問題等の解決や介護サービスの向上につなげられるよう支援します。</p> <p>【取組内容】 介護相談員を定期的に介護保険事業所等へ派遣し、利用者との面談を実施しています。また、新規開設の事業所への派遣を進めるとともに、月1回介護相談員連絡会を開催し、情報の共有を図ります。</p>	<p>派遣先施設の状況や、利用者の声等について情報交換を行うため、介護連絡会を実施。</p> <p>介護相談員数 6名 相談対話人数 1338名 派遣先事業所数 65カ所</p>	○	<p>コロナ禍で訪問を中止していた事業所においてR6年度より多くの事業所が再開され、コロナ禍以前と同等の事業所へ派遣を行うことができた。また、少しずつ利用者との対話も再開され、昨年度より多くの利用者と対話をしている。</p>	71	高齢介護課

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己評価	課題と対応策	事業番号	担当課																																	
③介護職員の資質・専門性の向上	<p>【事業概要】 高齢者の多様なニーズに応じて、最適なサービスを提供するため、サービスを提供する人材について、専門的な知識の習得と資質の向上がはかれるよう、支援していきます。</p> <p>【取組内容】 国や県、業界団体から発信される情報の提供を通じ、最新知識習得の手助けをするほか、事業所への適切な指導や研修会を実施し介護サービスの質の向上を目指します。</p>	国から発信される「介護保険最新情報」を事業所に提供したり、県が主催する「認知症介護実践者等要請事業に関する研修」の申込受付や3月に実施した適正化研修等を通して、介護職員の資質・専門的知識の向上を図りました。	○	国からの情報発信を今後は研修等を増やすことで更なる介護職員の専門的知識の習得や資質の向上を図りたい	72	高齢介護課																																	
④ケアマネジメントの質の向上	<p>【事業概要】 介護支援専門員のケアプラン作成において、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが適切に行われるよう支援していきます。</p> <p>【取組内容】 居宅介護支援事業所を対象に、ケアプラン点検や研修等を実施し、ケアマネジメント力の向上を目指します。</p>	事業所を対象にした運営指導を12件行ない、3月に適正化研修を実施し、ケアマネジメントの向上を図りました。	○	ケアプランの点検件数や研修等を増やすことでさらなる介護支援専門員の知識向上やケアマネジメント力の向上に努めたい。	73	高齢介護課																																	
①「中津川市介護給付適正化計画」の推進(<p>【事業概要】 「中津川市介護給付適正化計画」を策定し、給付費適正化主要3事業を推進します。</p> <p>【取組内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要介護認定の適正化 要介護認定の調査内容について市職員等が書面等の審査を通じて点検することにより、適正かつ公平な要介護認定を確保します。 原則として新規・変更・更新のすべての認定調査を、市職員が直接調査を行う体制を維持します。 2. ケアプラン点検・住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査 介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について調査を行い、点検及び支援を行います。 また、居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状況確認または工事見積の点検を行い、疑義が生じるものについては竣工後に訪問調査等による施工状況の確認を行います。 更に、福祉用具利用者に対する調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検します。個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。 3. 医療情報との突合・縦覧点検 後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。また、受給者ごとに複数月にまたがる支払情報を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。 	<p>1. 要介護認定の適正化について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>書面チェック</td> <td>全件</td> <td>全件</td> </tr> <tr> <td>認定調査体制</td> <td>直営</td> <td>原則直営</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. ケアプラン点検について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>書面チェック</td> <td>30件</td> <td>50件</td> </tr> <tr> <td>訪問チェック</td> <td>10件</td> <td>47件</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 住宅改修・福祉用具実態調査について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅改修</td> <td>書面チェック 訪問チェック</td> <td>全件 24件 7件</td> </tr> <tr> <td>福祉用具</td> <td>書面または訪問</td> <td>50件 書面全件 訪問0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 医療情報との突合・縦覧点検について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療情報との突合・縦覧点検</td> <td>全件</td> <td>全件</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 給付通知については、国の適正化主要事業から除外されることが決定したため、今年度の実施は見送ることとした。</p>	令和6年度	目標	実績	書面チェック	全件	全件	認定調査体制	直営	原則直営	令和6年度	目標	実績	書面チェック	30件	50件	訪問チェック	10件	47件	令和6年度	目標	実績	住宅改修	書面チェック 訪問チェック	全件 24件 7件	福祉用具	書面または訪問	50件 書面全件 訪問0件	令和6年度	目標	実績	医療情報との突合・縦覧点検	全件	全件	○	<ul style="list-style-type: none"> すべての項目において書面でのチェックを実施し、疑義の生じた案件については、事業所や担当ケアマネジャーに照会を行うことで給付の妥当性を確認し、適正な給付に寄与することができた。 一方で、訪問によるチェックについては、書面によるチェックの段階で、写真や図面、理由書による説明により、疑義を生じるもののが少なく、対象となる案件が少なかったため、目標数値を達成できない状況となつたが、適正な給付をチェックするという目的については達成できていると考える。 ケアプラン点検については、職員の異動が頻回なため、知識の習得が追いついておらず、外部委託頼みとなっており、知識豊富な専門職の配置を期待する。 給付費通知については、コストに見合った効果を生むか、疑義があったが、国の適正化主要事業をから除外されたので、未実施とした。 	74	高齢介護課
令和6年度	目標	実績																																					
書面チェック	全件	全件																																					
認定調査体制	直営	原則直営																																					
令和6年度	目標	実績																																					
書面チェック	30件	50件																																					
訪問チェック	10件	47件																																					
令和6年度	目標	実績																																					
住宅改修	書面チェック 訪問チェック	全件 24件 7件																																					
福祉用具	書面または訪問	50件 書面全件 訪問0件																																					
令和6年度	目標	実績																																					
医療情報との突合・縦覧点検	全件	全件																																					
②事業所の指導・監督	<p>【事業概要】 介護サービス事業所への指導・監督を適切に行い、介護サービスの質の向上と給付の適正化を進めます。</p> <p>【取組内容】 国の指針や市の要綱に従い、事業所の指導・監査を行います。また、市所管事業所に対しては、指定期間中に1回以上定期的な個別指導を実施します。 事業所に対しては、必要な情報提供を迅速に行い、適正な事業運営を支援します。</p>	県や国からの情報提供については、関係する機関に、遅滞なく周知を行うことができた。 また事業所からの質疑・照会についても、可能な限り速やかに助言、回答を行うことができた。 昨年度から再開した、事業へ赴いての実地指導については、今年度は16事業所(重複あり)に対して実地指導を実施した。	◎	新型コロナウイルス感染症により、3年間実施が見送られてきたことにより、運営指導を経験したことのある職員が減少し、指導に関する技術や知識が失われた。 より多くの職員に運営指導を経験させることに加え、運営指導に関する研修に参加することにより効果的な実地指導が行える体制の構築を目指したい。	75	高齢介護課																																	
③要介護認定を行う体制の計画的な整備	<p>【事業概要】 適正な要介護認定を実施するための体制を確保します。</p> <p>【取組内容】 認定調査の質の確保や平準化のため、原則として市職員が直接調査を行う体制を維持します。 認定調査数の見込みを把握し、必要な調査員を確保します。また、認定調査員には必要な研修を受講させるなど、調査の質の向上を図ります。</p>	遠方の施設へ入所している方や、一時的に遠方のご親族の元へ身を寄せている方を除き、原則直営にて認定調査を行っている。 調査内容に疑義が生じた際などは、調査員同士で話し合いを行い、調査結果に個人差が生じることが無いよう努めている。 また、調査員の知識レベルを保つため、各調査員に対しeラーニングによる研修の受講を義務化している。	○	安定した要介護認定を行なうには調査員の質の向上が重要であるため、調査員同士で研修を行なったり、必要な研修に参加してもらうなど適正な要介護認定の実施を図っていく。	76	高齢介護課																																	

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己評価	課題と対応策	事業番号	担当課
④文書負担軽減に向けた取組	<p>【事業概要】 介護分野の文書に係る負担軽減を図るために、介護サービス事業所の提出書類について、ローカルルールの見直しを図り、簡素化や標準化に努めます。</p> <p>【取組内容】 国の示す方針に基づき、個々の申請様式・添付書類の簡素化を行います。また、指定申請関係文書様式の標準化を行います。</p>	事業所の事務負荷の軽減を図るために、各種届出や申請にかかる提出書類について、原則押印不要の取り扱いとした。 各種の申請様式や添付書類については、国の示した標準様式に準拠したものとなっております。	○	法令等の変更や、国から通達に対し、迅速に変更を行なうことが肝要であるので、変更にかかる情報提供等を見落とすことが無いよう注意深く事務を行なって行く。	77	高齢介護課
⑤要介護認定審査の簡素化、認定事務の効率化	<p>【事業概要】 国の指針に基づき、一定の介護度を有する要介護者について認定期間を延長するなど、より効果的で効率的な認定を実現し、その家族や本人の負担を軽減します。</p> <p>【取組内容】 介護認定審査会の実施機関や近隣市と協調し、一定の介護度を有する要介護者について認定期間を延長や、ICTの活用などにより、効率的な認定事務を目指します。</p>	状態が安定している要介護者については認定期間最長48か月まで延長している。認定審査の簡素化やペーパーレス化については恵那市をはじめ広域行政推進協議会と協議中です。	○	以前から認定審査の効率化や迅速化を図るため認定審査の簡素化やペーパーレス化の話が出ているが、介護認定システムや予算的な問題が伴い、実現には至っていないため今後も引き続き関係機関と協議していく。	78	高齢介護課
⑥総合的な事業者への支援(ワンストップ窓口の設置)	<p>【事業概要】 市内の介護事業所に対して法改正情報などの最新情報の提供や県の支援対策の情報提供を行うなど、事業者に寄り添った支援を実施します。また、介護相談員を事業所に派遣し、利用者の声を聞き、疑問や不満、不安の解消を図るとともに、より良い介護保険サービスが提供できるよう事業者を支援します。</p> <p>【取組内容】 法改正情報や報酬改定情報、国や県からの支援対策に関する情報を速やかに提供することに加え、電子申請・届出システム等、ICTの活用により、事業所の申請や届出書の提出にかかる事務負荷の軽減を図ります。</p>	国から発信される「介護保険最新情報」を事業所に提供することで法改正情報などの最新情報の提供を行なった。またより良い介護保険サービスが提供できるよう介護相談員を事業所に派遣し利用者の声を聞き不満や不安等の解消を図りました。	○	電子申請のICT活用については未だ実績がないため更なる普及を図り、業務負荷の軽減を図りたい。	79	高齢介護課
⑦有料老人ホームの質の確保	<p>【事業概要】 県より有料老人ホームの設置届の受理等について、権限移譲を受けています。有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置・運営状況の把握を行い、必要に応じた指導を行うとともに、未届有料老人ホーム等を把握した場合は、関係法令等に沿った届出を行うよう指導します。</p> <p>【取組内容】 新規の設置届出について適切な受理等処理を行うとともに、届出のあった有料老人ホーム等の運営状況を把握し、必要に応じて調査及び指導を実施します。また、未届けの有料老人ホーム等に該当する施設の有無について情報収集を図ります。</p>	有料老人ホーム4件、サービス付き高齢者向け住宅3件について、施設における変更届や施設内での事故等が発生した場合には、速やかに報告を行うように依頼し、事案に対する指導を行なった。	△	さらに細かい調査と指導ができるよう施設と連絡を取り合い、状況把握を行う必要がある。	80	高齢介護課
①介護人材の確保	<p>【事業概要】 将来的な介護人材の育成や確保に向け、若者への介護に関する情報提供や資格取得の支援を進め、市内介護事業所への就職につなげていきます。</p> <p>【取組内容】 介護の仕事に対するイメージを刷新するため、介護の仕事の魅力発信に取り組みます。また、未来の担い手となる小中高生に対し、福祉現場を体験する場を設ける等、介護職を将来のしごとの選択肢のひとつとして考えてもらうような取組を行なっています。</p>	介護福祉士修学資金の貸し付けについて、坂下高校の通う1年生から3年生の生徒合計3名に対し貸付を実施(うち新規貸付者は1名) 今年度卒業予定の1名は市内の介護事業所へ就職する予定。	○	令和6年度、坂下高校の福祉科へ進学予定のものは3名と募集定員20名を下回る状況が続いている。制度の周知の強化を図ることで、同校への進学の後押ししたい。	81	高齢介護課
②介護現場の取組の周知	<p>【事業概要】 介護の現場で働く職員が長く働き続けることができる、働きやすい環境を整備するため、ICT機器等のデジタル技術の活用による業務の改善や、介護職員の職業病ともいえる腰痛予防への取組を促すなど、介護現場でのさらなる負担軽減に取り組みます。</p> <p>【取組内容】 国・県等と連携し、取組の好事例や補助金情報等、取組に資する情報提供を行なっています。また、介護現場の見学・体験の機会を提供する等周知を行い、介護の現状についての理解を図ります。</p>	介護現場革新を図るべく岐阜県の実施する「介護ロボット導入促進事業費補助金」について、の情報提供を行うとともに、介護ロボットの無償貸与(試用)制度に関する情報提供を行ないました。	○	既存の情報を、提供するのみという一方通行の取り組みとなってしまっている。 事業所からの補助金獲得にかかる相談や、機器導入における有用性などの相談を積極的に受けつける(体制があることをPR)することで、取り組みを加速させる必要がある。	82	高齢介護課

目標 (事業内容、指標等)	事業概要・取組内容	実施内容	自己 評価	課題と対応策	事業 番号	担当課
③介護人材定着に向けた支援	<p>【事業概要】 介護の現場で働く職員が長く働き続けるため、働きやすい環境整備に取り組みます。また、外国人労働者を含めた、人材の確保や定着支援のために、職場におけるハラスメント防止策やメンタルケア対策を促します。</p> <p>【取組内容】 事例報告などの情報提供や研修会を通じ、ハラスメント防止策やメンタルケア対策にかかる、職員の意識の向上を目指します。</p>	介護職員等待遇改善を図るため岐阜県の実施する「介護人材確保・職場環境改善等事業の実施」について、の情報提供を行いました。	○	既存の情報を、提供するのみという一方通行の取り組みとなってしまっている。 事業所からの補助金獲得にかかる相談先等を周知し今後適正かつ円滑に取り組みを進める必要がある。	83	高齢介護課